

# 要 望 書

令和7年12月1日

兵庫県市長会



令和7年12月1日

様

兵庫県市長会

会長 酒井 隆 明

平素は、県下都市行財政の運営につきまして、格別のご配慮を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本年度第2回定例総会において採択されました各市要望事項を兵庫県市長会の要望書として提出いたします。

つきましては、いずれの事項も各市のかかえる重要な問題でありますので、兵庫県への要望事項については、これら実現のために特段のご配慮を賜りますとともに、国への要望事項についても、あらゆる機会に関係方面に働きかけていただきますようお願い申し上げます。



# 要 望 項 目 一 覧

県要望	-----	3
(新) 1	5年を超える市街地再開発事業の不動産取得税の取扱いについて -----	4
2	地域医療の確保について -----	5
3	外国人住民の生活支援体制の強化について -----	9
4	農村振興と多様な担い手への支援について -----	10
5	ため池事業の推進について -----	11
国県要望	-----	13
1	多様な高校教育環境の維持について -----	14
2	広域交通ネットワークとしての鉄道維持に向けた国及び県の主体的な関与について -----	16
3	部活動地域展開の推進等について -----	18
4	民生委員・児童委員制度のあり方にかかる検証の実施と財政支援について-----	20
5	国民健康保険制度の財政基盤の強化について -----	22
6	子どもの医療費助成に係る全国一律の助成制度創設及び県の財政支援の拡充について -----	26
7	特別な配慮を要する児童生徒等の支援及び各種専門員や支援員の適正な配置について -----	27
8	児童虐待防止対策に係る支援措置の充実について -----	32
9	障害者の自立支援給付及び地域生活支援事業について -----	34
10	鳥獣被害対策について -----	36
11	下水道施設等の整備及び改築への国費負担の継続並びに事業予算の確保等について --	40
12	公立学校施設及び環境整備への財政支援について -----	42
<参 考>	国要望 -----	47
1	地方債制度の延長及び交付税措置の見直しについて -----	48
2	自治体のデジタル化に伴う財政支援等について -----	50
3	こども誰でも通園制度補助金支出対象経費の算定について -----	55
4	水道事業に対する財政支援体制の強化及び財政措置の拡充について -----	57
5	適格請求書等保存方式（インボイス制度）導入に係るシルバー人材センターへの仕入税額控除の継続適用について -----	60
6	道路整備財源の確保等について -----	61
7	国の財政負担による学校給食費の無償化について -----	63
8	公職選挙法等の改正について -----	64



# 県 要 望

## 1 5年を超える市街地再開発事業の不動産取得税の取扱いについて

権利変換期日から価額確定までが5年を超える市街地再開発事業においても、権利者保護の観点から、従前権利者が権利変換によって取得する資産に対する地方税法上の不動産取得税の控除が適用されるよう扱うこと。

### 〔説明〕

市街地再開発事業の土地取得時における不動産所得税について、現行法においては、権利変換期日から価額確定までが5年を超える場合、不動産取得税の控除特例を受けることができず、権利者の生活再建に支障をきたす恐れがある。

既成市街地における市街地再開発事業においては、大規模なものであることが多いことから、権利変換期日から価額確定までの期間が5年を超える事例が既に発生しており、今後も同様の事象が発生することが想定される。権利者保護の観点から、他都道府県での対応事例等を参考に、不動産取得税の控除特例が適用されるよう扱うことを要望する。

## 2 地域医療の確保について

### 1 公立病院及びへき地診療所への支援について

- (1) 医師の地域偏在、診療科偏在等を解消するため地域医療に従事する医師の持続的・安定的な養成と、医師数の少ない圏域に立地する県立病院に手厚く医師を配置した上で、県立病院等からの医師派遣及び各自治体などの取組みに対する財政支援を要望する。特に、地域の実情を踏まえた公立病院の安定運営のための診療科別医師の配置や非常時における支援体制の仕組み構築などについて要望する。また、兵庫県養成医師制度による医師の派遣先に、医師確保が困難なへき地診療所を対象に加えることを要望する。
- (2) 兵庫県養成医師制度は医師不足地域であるへき地を支援する制度ではあるが、医師充足医療圏域においても深刻な医師不足となっている個々の中小病院は多数存在する。大病院と中小病院が役割分担（急性期機能と回復期機能の役割分担）して医療圏域における医療を守っていくためにも、当制度の医師派遣の指定条件を拡大し、深刻な医師不足となっている中小病院も派遣対象とすることを要望する。
- (3) 臨床研修医募集定員の配分については、各公立病院及び各医療圏域内において持続可能な医療提供体制を確保できるよう将来を見据えた決定となること、及び令和7年度減員となった定員配分の復活を要望する。
- (4) 若手医師への指導や今後の病院運営を担う40～50代の中堅医師についても派遣等が受けられる制度の構築を要望する。

### 2 小児一次救急体制維持のための小児科医師の確保について

小児科医師の安定的な確保及び小児一次救急体制への財政支援を要望する。

また、小児一次救急体制における支援として、子ども医療電話相談（＃8000）において、相談者の地域の小児夜間救急対応機関（輪番病院）を適宜案内するなど、電話対応体制をより一層充実させることを要望する。

小児科医師や小児救急の病院勤務医は都市部に集中し、県内における小児科医師の偏在が顕著となっている。農村部の持続可能な小児一次救急体制の構築のため、県立病院及びへき地医療拠点病院における小児一次救急受入体制を要望する。

### 3 救急安心センター事業（＃7119）の費用負担の継続について

令和7年度から兵庫県と県内全市町が主体となり、県下全体の取組として、救急安心センター事業（＃7119）が全県展開されることとなったが、運営に係る費用を県が引き続き負担するよう要望する。

### 4 二次救急医療体制の堅持について

救急医療需要が更に高まる中、医療圏域における救急医療体制を堅持できるよ

う、健康福祉事務所の主導のもと、夜間や休日の二次救急を担う病院の確保と輪番体制の調整を図るとともに、医療圏域の中核を担う県立病院の診療体制の維持・充実と二次救急医療体制への支援を要望する。

〔説明〕

#### 1 公立病院及びへき地診療所への支援について

(1) 平成 16 年度からの新医師臨床研修制度開始以降、研修医の減少や勤務医の高齢化・退職等により地方の公立病院は深刻な医師不足の状況となり、診療科の縮小のみならず閉鎖を余儀なくされるなど、地域医療体制に大きな影響が出ている。

そのような状況における地域医療体制の維持のために、県による養成医の派遣及び各自治体や一部事務組合による医師確保に取り組んでいるが、依然として、医師不足は解消されていない。

医師の地域偏在、診療科の偏在等を解消するために、持続的・安定的な地域医療に従事する医師の養成と、医師数の少ない圏域に立地する県立病院に手厚く医師を配置した上で、県立病院等からの医師の派遣及びその増員を要望するとともに、各自治体や一部事務組合における医師確保等の地域医療体制の維持のための取組みに対する財政支援を要望する。

特に、公立八鹿病院においては産婦人科常勤医師 1 名が着任したものの、分娩体制の確保には足りず、分娩は休止せざるを得ない状況である。但馬の分娩数は減っているものの、兵庫県の面積の 4 分の 1 を占める広大な但馬地域において、但馬こうのとり周産期医療センター 1 箇所だけでしか出産できず、身近な病院で安心して出産ができるよう、早期の分娩再開が求められている。さらに、新型コロナウイルス感染症等への対応についても、但馬地域の公立病院では呼吸器内科医の不足等から体制整備が充分でない現状である。これらのことから、地域の実情を踏まえた公立病院の安定運営のための診療科別医師の配置や非常時における人的な医療支援体制の仕組み構築などについて要望するものである。

また、県内には、多くのへき地診療所があり、今後、勤務医師の高齢化、地理的要因により、安定的・継続的な医師の確保が困難な診療所もある。

へき地診療所は、地域の一次診療所として、かかりつけ医が住民の健康を守る重要な役割を担っているため、医師確保の困難による無医地区の発生は避けるべきである。

現在は、へき地医療拠点病院からへき地診療所への代診医の派遣等が行われている。

へき地診療所の存続には、診療所に常駐する医師が必要であるため、養成医の派遣先をへき地医療拠点病院だけでなく、へき地診療所も対象に加えることを要望する。

へき地診療所数：県内：46（令和 7 年 4 月現在）

- (2) 地域医療構想の中では、同一医療圏域内で、それぞれの病院が強みとする医療機能を果たす「地域完結型医療」が提唱されており、地域医療構想を実現するためには、急性期機能だけではなく、超高齢社会における医療需要に対し不足すると想定されている回復期機能の充実が不可欠である。急性期機能を担う大病院に医師は集中し、回復期を担う中小規模の病院は深刻な医師不足という状況では地域医療構想の実現は困難になると考えられることから、当議案を要望するものである。
- (3) 各公立病院においては、医師の働き方改革と相まって医師の確保に大変苦慮しているところである。一方で、「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」において、臨床研修医、専攻医、地域枠医師等の若手医師の確保に取り組むことが重要であると記載されている。このような状況において、臨床研修医募集定員の配分は公立病院機能及び各医療圏域の医療体制を将来にわたって確保する重要なファクターである。したがって、臨床研修医募集定員の配分については、県として公立病院の役割と将来をしっかりと見据えた決定となることを要望する。
- (4) へき地拠点病院では、医師の高齢化が進んでおり、年齢構成を見るとベテラン医師と若手医師の比率が高く、中堅の医師の比率が低い歪な構成となっている。若手医師の指導や、今後の病院運営の担い手となる中堅医師が不足することで、若手医師の確保も困難にし、安定した病院運営の継続にも支障をきたすこととなる。

## 2 小児一次救急体制維持のための小児科医師の確保について

少子化が深刻な状況の中、小児救急医療は重要な子育て支援策である。

しかし、地方の小児一次救急体制は、小児科医の減少と高齢化により出務医師の確保が困難になっている。

例えば、淡路島内3市では、小児一次救急については、トリアージナース制度の導入により、以前問題となっていた「コンビニ受診」は大幅に改善しているが、3市のみで電話件数では効率性の課題があることから、子ども医療電話相談（#8000）から淡路島内のその日の小児夜間救急対応機関（輪番病院）を案内できるよう機能を強化するなど、電話対応体制をより一層充実させることを要望する。また、「小児夜間救急診療」や「小児休日救急診療」は、小児科医の輪番体制で取り組んでいるものの、淡路島では、出務医師の確保については9割以上を島外の大学院生等の応援で担っている。小児一次救急体制をいつまで維持できるのか危機感を強く持たざるを得ない状況である。また、令和6年度からの「医師の働き方改革」導入に伴い勤務時間管理が厳しくなっている。島外大学病院等に頼っている小児救急体制は非常に脆弱であり、事業を継続する上で医師の労務管理が困難となって崩壊の危機に直面しているところである。

さらに、県立病院は地方医療の中核であることは間違いがなく、医師を充実していただいているのは非常にありがたいことだが、それ故に人口に対する医師数

が「少なくない」とされている地域がある。県立病院以外では医師の高齢化が進み、近い将来に医師の不足が予見されている。そのような状況の中、県立病院抜きで小児一次救急体制を構築するには無理があり、大学病院等からの応援によりやっと成り立っているが、それも前述したように外部からの応援も見込めなくなるという現状である。

喫緊の課題として、農村部の持続可能な小児一次救急体制の構築及び維持に向け、小児科医が多い県立病院及びへき地医療拠点病院を拠点とした小児一次救急体制の構築を要望する。

また、そのために保健医療計画や医師確保計画の見直しが必要となるのであれば、併せて計画の見直しを要望する。

### 3 救急安心センター事業（＃7119）の費用負担の継続について

救急要請者のうち、不搬送者も含めた軽症者の割合は、全体の約5割を占めており、救える命を確実に救うためには、救急車の適正利用を図る必要がある。

また、昨今、救急需要の急増に伴い、多くの搬送困難事例が発生しており、地域の救急医療体制の確保が喫緊の課題となっている。

救急車の適正利用や医療機関の適切な受診を促すため、全年齢を対象とした事業（救急安心センター事業（＃7119））は、県下の一部の市でのみ実施されていたが、令和7年7月から兵庫県が主体となり、県下全体の取組として、全県展開されることとなった。

救急安心センター事業（＃7119）の運営費に対する財政措置については、令和3年度より、国から従来各市町村に対する普通交付税措置が見直され、都道府県又は市町村の財政負担に対して特別交付税措置が講じられることとなっている。

全県展開が実施される令和7年度の運営費に対する負担割合については、特別交付税措置後の市町の負担のうち2分の1を県が負担することとなっているが、次年度以降についても引き続き負担するよう要望する。

### 4 救急医療体制の堅持について

救急医療需要が高まる一方で、近年の働き方改革や医師不足により、従来からの二次救急医療体制を維持することが困難となっている。例えば東播磨医療圏では、二次救急病院群輪番制から離脱する病院の発生や救急医療の中核を担う県立病院の充実が望まれている。

病院ごとの強みを生かした役割分担により、地域全体として医療を提供することが望ましいが、現状のままでは一部の病院に負担が集中し、結果として医療圏における二次救急医療体制の崩壊を招きかねない。

健康福祉事務所及び県立病院が救急医療体制の堅持に主導な役割を担うとともに、二次救急病院群輪番制の運営支援を拡充する新たな財源措置を要望する。

### 3 外国人住民の生活支援体制の強化について

在留資格「特定技能」創設以降、外国人労働者が増加している。また今後、育成就労制度の導入により、外国人労働者がさらに増加すると見込まれることから、外国人住民の生活支援体制について、次のとおり要望する。

- 1 外国人相談・交流センターについて、県民局・県民センター単位で設置するとともに、当該センターへの外国人支援員の配置や市への通訳の派遣体制など、支援体制の拡充を図ること。
- 2 子ども多文化共生サポーター派遣事業について、派遣期間を日本語指導が必要な外国人児童生徒等が学校生活に適應できるまで拡充するなど、児童生徒に対する指導・支援体制の充実を図ること。

#### 〔説明〕

平成 31 年 4 月に新たな在留資格として「特定技能」が創設されたことから、外国人労働者が増加しており、今後ますます外国人労働者が増加すると見込まれる。兵庫県でも、令和 6 年 6 月末現在の在留外国人は 137,044 人となっており、「特定技能」創設前の平成 30 年 12 月 31 日現在(110,005 人)と比較して約 27,000 人増加している。

外国人住民の生活支援体制については、現状においても、県単位での相談窓口の設置などに取り組まれているところであるが、県民局・県民センター単位での外国人相談・交流センターを設置して体制拡充を図るとともに、個々の事情に応じたきめ細かな対応が可能となるよう、外国人支援員の配置や通訳の派遣体制の構築などを要望する。

また、外国人児童生徒に対する支援については、子ども多文化共生サポーター派遣事業による派遣期間を学校生活に適應できるまで拡充するなど、当該児童生徒に対する指導・支援体制の充実を図るよう要望する。

## 4 農村振興と多様な担い手への支援について

人口減少や高齢化により、農村における農地保全は勿論、周辺の里山環境の維持管理を含めた担い手の確保は、重要かつ喫緊の課題となっており、持続可能な農業の実現に向けて、食料安全保障の観点からも早急な対策が望まれる。

- 1 家族農業、半農半Xのような小規模農業者など「多様な農業者」の役割を明確にし、具体的な支援策を講じること。
- 2 「農村」は、農地やため池、農道、水路等の生産基盤の維持のみならず、生物多様性や景観の保全、災害防止、伝統文化の継承、など公益的な役割を担っていることから、地域社会の維持等、農村振興やその担い手育成にかかる支援策を講じること。

〔説明〕

- 1 これまで「効率的かつ安定的な経営」として、大規模化、価格競争力が重視されてきたが、将来にわたり持続的に農業を発展させ農地を維持するため、令和6年に改正された食料・農業・農村基本法では「多様な農業者」の役割が新たに位置づけられ、地域の小規模農業者の存在が再評価された。

県下の一部の市では、令和3年から働きながらでも小規模農地で就農できる制度（例：神戸ネクストファーマー）の創設や、令和5年から小規模農家グループへの農業機械の導入支援など、半農半Xのような小規模農業者をはじめとする「多様な担い手」の確保に努めているところである。

令和5年4月には、農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、地域農業の在り方を示した「地域計画」の策定が義務づけられ、計画策定に向けた農業者等の協議の場において、地域の担い手である集落営農組織をはじめとした大規模農家に加え、小規模農業者の役割が益々重要になってきている。

しかし、現行の国や県の補助制度では、大規模化を目指す農業者へ支援が集中しており、現状維持の集落営農組織や小規模農家には十分な支援が行われていない。地域農業の維持・発展に必要な多様な人材の確保や、農業機械・施設への助成等、将来にわたって農業が持続できる支援策を要望する。

- 2 人口減少や高齢化により、今後ますます農村・里山の維持管理は困難となることが予想されるため、具体的な対応策の策定と実行が急務である。

県下の一部の市では、持続可能な農業の実現を図るため、現在、地域資源循環型・環境保全型農業（例：こうべ里山SDGs農業）を推進するとともに、都市近郊である地理的条件を生かし、移住定住施策による人材確保や交流人口の増加に努めている。

基本法改正では、農村における「地域社会の維持」が位置づけられたことから、農村振興やその担い手育成にかかる具体的な支援策を要望する。

## 5 ため池事業の推進について

農業用ため池の定期点検が義務付けられ、ため池の危険度が明確になり、防災重点農業用ため池については改築及び廃止事業の地元負担金が不要となったことから農業用ため池の改築、廃止要望が増加している。「防災重点農業用ため池に係る防災工事の推進に関する特別措置法」の執行期限である令和 12 年度までに要望箇所全てを事業実施するためには、多くの事業採択が必要である。このため、県においては財政的、人材的な配慮を行い、特別措置法の期間内に全てのため池の事業を実施する、もしくは国に対して特別措置法の期限延伸を早期に求めることを要望する。

### 〔説明〕

防災重点農業用ため池の改築及び廃止工事については、「防災重点農業用ため池に係る防災工事の推進に関する特別措置法」による国の財政支援があることにより、受益者負担が不要となっている。ただし、執行期限が令和 3 年からの 10 年間となっており、地元負担なしで施工するためにはその間の執行が必要となっている。

執行期間内に事業を実施するために、市から多くの事業計画を県へ提出している。しかし、県から財政的、人材的な理由により、全ての事業を計画案のとおりに進めることはできないとして、事業実施計画の変更を求められたところであるが、事業実施計画を変更することにより、特別措置法の執行期間内に実施できない場合、地元負担金が発生することが見込まれることから、地元負担分を誰が負担するのかという問題が生じる。

このことから、県として、財政的、人材的な確保を行い、執行期限内に全ての事業を実施する、もしくは国に対して特別措置法の期限延伸を早期に求めることを要望する。



# 国 県 要 望

## 1 多様な高校教育環境の維持について

### 1 県内の高校教育環境について

今後、15歳人口の減少が見込まれる中、大阪府の高校授業料無償化により大阪府と兵庫県の授業料負担格差が生じ、さらに大阪府下の私立高校の授業料等増額改定の動きにより、大阪府の私立高校の教育環境の一層の充実が図られることにより、兵庫県内の高校の競争力低下が懸念される。これらにより、大阪府への若年・子育て世帯の転出、兵庫県内の私立高校の志願者数・生徒数の減少が危惧され、県内の多様な高校教育環境が失われることに強い危機感を持っている。こうした危機感を共有し、兵庫県のリーダーシップのもと、県立高校の対応はもとより、県内の私立高校も含めて抜本的な対応策の検討を行い、実効性のある取り組みを実施されるよう要望する。

また、地方部にとっての県立高校は、地域の人材育成や活性化のためには必要不可欠な存在となっていることから、県内の高校の魅力を高め「選ばれる高校」としていくために何が必要かを県と市町が共に考え、実行していく場を設けるよう要望する。

### 2 教育の機会均等について（国要望）

国においては、子育て家庭の経済的事情による教育格差の是正を図るため、高校教育の無償化に取り組むこととしているが、自治体の財政負担を求めることがないように、国の責任と財源により必要な措置を講ずることを要望する。

〔説 明〕

### 1 県内の高校教育環境について

国勢調査によると兵庫県の15歳人口は2020年に2000年比で75.6%まで減少し、社人研推計では2050年に48.9%まで大幅に減少すると見込まれている。さらに、大阪府の高校授業料無償化によって、兵庫県内の多様な高校教育環境が失われることに危機感を持っている。

本年4月、国において、高校授業料の支援金（11.88万円）の収入要件が撤廃され、国公立高校の授業料が実質無償化されるとともに、令和8年4月からは、私立高校等に通う場合の支援金の上限が収入要件なしで45.7万円に引き上げられる予定である。

しかしながら、大阪府の高校授業料無償化では補助上限を63万円としていることから、国の支援金の拡充が実施されてもなお、大阪府と兵庫県の授業料負担の格差は依然として残り、これにより、大阪府から兵庫県内の私立高校等へ通う生徒数・志願者数の減少が想定される。

加えて、大阪府が授業料無償化制度を発表して以降、大阪府下の私立高校にお

いて授業料等増額改定の動きが加速化しており、大阪府の教育環境の一層の充実が図られることから、相対的に兵庫県内の高校の競争力が低下することが強く懸念される。

さらに、近年兵庫県における若年・子育て世帯の転出超過傾向が顕著であり、特に大阪府への人口流出が大きい。このような中、大阪府との経済的負担感の格差が、若年・子育て世帯の居住地選択に影響を及ぼし、転出超過傾向に拍車がかかる可能性がある。

このことは、兵庫県内の高校等へ通う生徒数・志願者数のさらなる減少を招くことから、教育水準は低下し、若年・子育て世帯が流出していくという悪循環が、広範に起きる恐れがある。

このような課題に対して、兵庫県のリーダーシップのもと、実効性のある取り組みを展開する必要がある。

加えて、少子化により生徒が減少するなか、地方部における県立高校の教育環境や存続問題が多く、市内市町において共通の課題であるとともに、地方部にとっての県立高校は、地域の人材育成や活性化のためには必要不可欠な存在となっている。

そこで、地域の県立高校への課題認識を同じくする市内市町の首長有志が共同して、各市町における①地域の将来を見据えた県立高校のあり方、②県立高校の問題や課題の共有、③県立高校の魅力向上等に向けた意見交換や協議により地域と一体となった県立高校づくりを目指している。

こうした取り組みを踏まえ、県内の高校の魅力を高め「選ばれる高校」としていくために何が必要かを県と市町が共に考え、実行していく場が必要である。

## 2 教育の機会均等について（国要望）

大阪府の高校授業料無償化による兵庫県への影響と同様の問題が、東京都とその近隣自治体の間でも生じるおそれがあることを踏まえ、日本国憲法第 26 条及び教育基本法第 4 条において定められている「教育の実質的な機会均等」が図られるように、「経済財政運営と改革の基本方針」（骨太方針 2025）で示される制度の実現に向けて、国の責任と財源により必要な措置を講ずることを要望する。

## 2 広域交通ネットワークとしての鉄道維持に向けた国及び県の主体的な関与について

### 1 国への要望

J R ローカル線の維持存続、利便性向上に向けて、国が全国的な鉄道ネットワークの維持に関する基本的な考え方を明確に示し、主体的に関与するとともに、経営の効率化や災害等を契機として、鉄道事業者の一方的な事情により安易に路線の存廃や再構築の議論が行われることのないよう、自治体の意向を十分に尊重した制度運用を図ることを、J R 西日本に対して厳格に指導することを求める。

あわせて、社会資本整備総合交付金の基幹事業である「地域公共交通再構築事業」に加え、J R の赤字路線の運営支援など、J R 西日本・沿線自治体へのより実効性のある支援制度の創設を要望する。

また、燃料電池や水素を利用した高性能車両の導入等、設備投資による速達性および輸送力の向上によって利用者増加につながる取組に対する支援を検討するよう要望する。

### 2 県への要望

鉄道ネットワークは地域の交通政策において必要不可欠であるとの認識に立ち、引き続きローカル線の維持存続に向け、主体的な関与及び支援をするとともに、鉄道事業者をはじめ、沿線自治体や地域住民さらには鉄路で繋がる隣接府県等の関係者間で意見交換ができる体制を存続させるよう要望する。

また、赤字ローカル線を抱える市町だけで解決することが困難な問題（例えば、将来的な電化等に向けた鉄道設備の更新や車両の更新等）について、全国の先進事例等を基に低コストで利便性の向上が期待できる方策や、持続可能な公共交通体系の構築に向けて、複数の交通事業者や自治体が連携し、運賃制度やサービスを一体的に運用する、いわゆる「交通連合」などの仕組みづくりを主体的に着実に進めるよう要望する。

#### 〔説 明〕

地域公共交通活性化再生法の改正法が令和5年4月21日に成立し、同年10月1日から施行された。J R 西日本は、地域公共交通活性化再生法の改正法の施行を受け、大量輸送という鉄道の特性が十分に発揮できていないとする線区について、再構築協議会の設置を国に要請し、鉄路の存廃に関する議論を沿線自治体に求め、広島県、岡山県をまたぐ芸備線において再構築協議会が全国で初めて設置され、現在協議されている状況である。

ローカル鉄道を取り巻く環境が大きく変化する中、地域住民の日常生活、観光・交流による地域活性化、加えて災害時におけるリダンダンシー機能の確保に

欠くことのできない鉄路を維持するため、県・沿線自治体においては、沿線地域の実情・課題を踏まえた利用促進策等について、令和4年度に県が主体となって設置した「JRローカル線維持・利用促進協議会」及び「各路線ワーキングチーム会議」において議論を行い、将来を見据えた維持・利用促進策を取りまとめるとともに、この協議の枠組みを令和7年度も継続している。

一方、国においては、国土交通省が令和4年2月14日に「鉄道事業者と地域の協働による地域モビリティの刷新に関する検討会」を設置し、計5回の検討会を経て「地域の将来と利用者の視点に立ったローカル鉄道の在り方に関する提言」を取りまとめ、国・地方自治体・鉄道事業者の役割と責務を踏まえた上で、国の積極的・主体的な関与と支援の在り方について方向性を示した。

地方ローカル線のあり方をめぐる議論は、山間部・沿岸部の過疎地域の将来を左右する重要な問題であるだけでなく、観光需要の誘引による地方創生の推進や災害時におけるリダンダンシー機能の確保という観点からも全国規模の広域ネットワークとしての鉄道のあり方が問われる国家的課題である。今後も引き続き維持・利用促進に取り組んでいくにあたり、国に対してはJRローカル線の維持存続、利便性の向上や、持続可能な地域公共交通体系の構築に向けたJR西日本への働きかけなどの積極的な関与や、社会資本整備総合交付金の基幹事業である「地域公共交通再構築事業」に加え、JR西日本に対する経営支援並びに沿線自治体へのより実効性のある支援制度の創設を求めるところである。また、引き続き県が主体となり県全体で広域的に議論を進め、一つの県だけで取り組むのではなく、鉄路で繋がる隣接府県、同様の課題を抱える全国の都道府県相互の連携の下、取り組んでいくことが重要である。

### 3 部活動地域展開の推進等について

部活動の円滑な地域展開にむけて、国においては、ガイドラインに示されている事項について必要な財政措置を講じるよう要望する。また、会費（保護者負担）や地域指導者の確保についても、現行の学校部活動と同水準となるよう必要な財政措置を講じるよう要望する。併せて、施設改修費や、指導者をはじめとする人件費、地域クラブ活動運営費、地域クラブ活動の移動に要する経費、広報に係る経費など、地域展開に伴う環境整備に対する幅広い財政支援策の創設と予算の拡充を要望する。さらに、地域展開後に生徒の指導を引き続き希望する教員が、勤務時間に含まずに参画できるよう、柔軟な制度を構築するとともに、早期実施に向け積極的な広報活動を展開することを要望する。また、地域クラブや指導者の問題となる行動等が見られた場合への対応についても、公平・公正な対処がなされるよう明確化したうえで、その仕組み等について具体的に示されるよう要望する。

また、地方都市においては部活動の受け皿としての組織・団体が不足しているため部活動の地域展開が難航することが予想されるが、部活動の地域連携の取組においては教職員の負担軽減の観点から、また、今後の地域展開に向けた指導員の受け皿確保の観点から、中学校部活動指導員の配置の拡充を国に対して要望する。あわせて、地域展開後に生徒の指導を引き続き希望する教員が、勤務時間に含まれることなく、特殊勤務手当（部活動手当）の支給対象となる業務としてではなく、兼職兼業により報酬を得て指導員として参画できるよう、服務制度の柔軟な見直しを要望する。

県においては、地域展開等に伴う環境整備や地域指導者等の確保に係る新たな経費への補助など地域展開等を推進する県独自の支援制度を創設するとともに、人材バンクを通じた指導者等の確保及び配置支援については市町に対する人的・制度的な面について格段の配慮を行うよう要望する。

#### 〔説 明〕

令和4年12月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」や令和6年7月「兵庫県部活動地域移行推進計画」により、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方とともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国・県の考え方が示された。

また、教員の人材確保と働き方改革が必要とされる中、特に中学校においては時間外勤務の多くを部活動が占めている現状に鑑み、地域クラブ活動に必要な人材を確保しながら計画的な地域展開の推進が必要とされている。

中学校の部活動を円滑に地域クラブ活動へ移行するためには、良質な指導者を多数確保するための財源措置とともに、指導力等の質の担保やハラスメント等の問題行為の根絶等を含めた包括的な制度構築が必要となるが、国は休日における

学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行について、令和5年度を始期とする3か年を改革推進期間と位置付けて支援するとしているものの、内容は実証事業レベルにとどまっており、恒久性・実効性に欠けるものとなっている。また、都道府県は指導者を紹介する人材バンクの整備などの支援を行うこととされているが現時点で具体的な制度は示されていない状況である。

部活動の地域展開において、活動場所の確保も課題となる中、現に部活動で使用されている中学校施設は活動場所として大きな期待が寄せられているが、校舎等、学校施設の管理を教員が引き続き行うこととなり、教員の働き方改革の視点から望ましいものではなく、地域指導者等で管理出来てこそ、改革の効果が見込まれる。国において令和5年度から「地域における新たなスポーツ環境の構築等にかかる支援」として、公立中学校の整備・改修や指導者講習に対する補助金が創設されたが、地域での管理を実現するための、スマートロック等、安全で効率的な施設維持管理に向けた設備整備や現行の学校部活動よりも開始時間が遅くなることに伴うナイター設備の整備など、学校施設の整備には多大な費用がかかり、全校を整備・改修するには数年かかることも想定される。また、広域的に行う地域クラブ活動を持続可能なものとするためには、スポーツ施設や公民館等の公共施設の活用も不可欠である。

以上のことから、施設の整備・改修にあたっては、休日の取組のみに限定せず、平日の取組や、広域での取組等、国の示す最終目標を見据えた整備計画等を立てた上で実施する必要がある。これらの整備には多大な費用を要することが想定され、市町だけでは財源の捻出が困難であるため、必要な財政支援を要望する。また、地域クラブ活動の活動場所が近隣の施設以外となる場合や、複数の地域が一体となり、地域クラブ活動を実施する場合等においては、活動場所への生徒の移動手段の確保が必要となるため、移動に要する経費に係る財政支援を要望する。さらに、教員の代わりに指導する地域人材の活用に要する経費についても、新たな市町の負担とならないよう財政措置を講じるよう要望する。

部活動指導員の配置については、部活動の地域連携においては部活動を指導する教職員の負担軽減策として、地域展開後においても指導者の受け皿として有効な手段であるが、指導員の配置を拡大するには大きな財政負担が伴い、市単独事業として推進することは極めて難しい状況である。そこで、部活動指導員の配置拡充が推進されるよう、「中学校における部活動指導員の配置支援事業（地方スポーツ振興費補助金および文化芸術振興費補助金）」の拡大を要望するとともに、指導を希望する教員に対し勤務時間に含まずに指導員として参画できるようにするなど、国における柔軟な制度構築を要望する。また、県に対しては、県独自の財政支援制度の創設や人材バンクの整備など、部活動指導員の更なる拡充支援を要望する。

このように地域クラブ活動の構築には、数年単位での準備が必要となり、この間の機運醸成がクラブ設立後の活動にも大きく影響を及ぼすことから、積極的な広報活動の展開を要望する。

## 4 民生委員・児童委員制度のあり方にかかる検証の実施と財政支援について

### 1 国への要望

地域のつながりの希薄化が進み、地域課題が複雑化・多様化する現代社会において、民生委員・児童委員の役割はますます大きくなる一方、公的年金の支給年齢の引上げと生産年齢人口の減少に伴う定年年齢の引上げなど、社会の構造的に就業者の高年齢化が進む中、その成り手不足は全国的に深刻さを増している。すでに制度疲労を起こしている民生委員・児童委員制度のあり方について検証を行うことを要望する。

また、検証を行う間においても、ボランティアの域を超えた業務に対する報酬や活動費に対する財政的な支援や、年齢要件の緩和、業務の見直し・削減による負担軽減など、持続可能な制度に向けた具体的な方策も併せて検討することを要望する。

さらに、民生委員・児童委員の担う業務とその責任について具体的に示すことに加え、民生委員・児童委員の果たす役割や活動内容について、住民の理解が深まるよう積極的な広報活動を行うことを要望する。

### 2 県への要望

民生・児童協力委員（以下、「協力委員」という。）は、地域における福祉の増進を図るため、社会福祉の精神に基づき民生委員・児童委員に協力して福祉活動を行うため、兵庫県知事及び兵庫県民生委員児童委員連合会長が委嘱している。

現在は報酬や費用弁償費の支給がない完全な無報酬であるが、協力委員の担う役割が一層果たせるよう、県独自の費用弁償費制度の創設等財政支援を要望する。

また、国から県に地方交付税として地区民生委員協議会活動推進費が1か所当たり250,000円措置されているものの、現状として民生委員協議会へは1か所あたり80,000円の交付にとどまっている。民生委員活動に対する財政的支援を拡充するため、地方交付税の基準額どおり1か所あたり250,000円を交付することを要望する。

#### 〔説明〕

### 1 国への要望

民生委員・児童委員制度は、創設から100年以上経過しており、その間、社会保障制度は充実したものの、地域のつながりの希薄化が進み、地域コミュニティは衰退し、地域住民の互助による地域課題の解決は困難さを増している。また、高齢者雇用安定法の改正により、高年齢就業者が増加したこと等により、従来地

域活動を主に支えてきた世代の高年齢化がさらに進み、担い手不足は深刻さを増している。とりわけ民生委員・児童委員については、地域課題の複雑化・多様化が進むとともに、個人情報保護の観点から各家庭の匿名性が高まるなど、担う業務の困難さから身体的・精神的負担が大きく、特に成り手不足に苦慮しているところである。

民生委員・児童委員の役割を個人で担うには厳しい時代であり、さらにはボランティアで務まる範囲を大きく超えている現状の中、民生委員・児童委員の存在及び活躍を前提とした当該制度のあり方について検証を行うよう要望する。上記のような状況に置かれた同制度における報酬や活動費のあり方についても検証を行い、必要な財政的支援や年齢要件の緩和など、具体的な方策も併せて検討すること。

また、民生委員・児童委員の活動が住民からは見えにくく、住民理解がないことで、成り手不足や活動の困難さを生じているとも考えられることから、民生委員・児童委員の担う業務とその責任について、民生委員法逐条解説や自治体好事例集等により具体的に示すとともに、積極的な広報活動を行うことを要望する。

なお、厚生労働省の「民生委員・児童委員の選任要件に関する検討会」において整理された選任要件の見直し内容については、ごく限られた場合に適用されるものであり、民生委員制度が持続可能な制度に改善されたとは考えられないため、報酬の有償化、年齢要件の緩和、業務の見直しや明確化、さらなる負担軽減、全国的な PR 等、本制度の抜本的かつ早急な見直しについて、引き続き検討を行うこと。

## 2 県への要望

県独自の協力委員は平成2年度の「民生協力委員」の設置から35年が経過しているが、高年齢就業者の増加等により、従来地域活動を主として支えてきた世代の高年齢化がさらに進み、担い手の不足が深刻さを増している。

近年、協力委員の活動は、民生委員の活動と同じく生活困窮、8050問題、ヤングケアラーやひきこもりなど、複雑かつ複合的な課題を抱える地域住民や高齢者世帯及び独居高齢者の把握、民生委員・児童委員への連絡通報が求められ、その職責の重さと、業務の困難さによる身体的・精神的負担に加えて、民生委員に対して支給されている費用弁償は協力委員に対しては支給されないという状況もあり、人材確保が困難になっている。

このような状況に鑑み、協力委員に対する費用弁償費制度の創設を要望するとともに、民生委員活動に対する財政的支援の拡充を要望する。

## 5 国民健康保険制度の財政基盤の強化について

- 1 国保の基盤強化を柱とする国民健康保険制度改革について
  - (1) 今般の国保制度改革が実効ある改革となるよう、国の責任において、引き続き3,400億円の財政支援を確実に実施すること。
  - (2) 市町保険者に過度の負担が生じないよう市町保険者の意見を十分に聴取し、新たな公費の投入など、国保の財政基盤を強化するための財政支援策を実施すること。
  - (3) 国からの確定係数に基づく納付金額の提示時期を早めること。
  
- 2 国民健康保険制度の国・県における財政負担等について
  - (1) 財政安定化支援事業を恒久化し、拡充すること。
  - (2) 保険給付費等に対する国庫負担割合の引き上げなどの財政基盤の拡充・強化について、国の責任と負担により、実効力のある措置を図ること。
  - (3) 国民健康保険法に負担割合が明示されている県支出金等についても、国の責任において負担割合を引き上げ、同法に負担割合が明示されていない県支出金については、県の責任と負担において実効力のある措置を図ること。
  - (4) 市町の一般会計からの法定外繰入金や繰上充用を解消するための支援策を講じること。
  - (5) 国において被用者保険の更なる適用拡大が検討されているが、国保財政に影響が及ぶことがないよう適切な措置を講じること。
  - (6) 保険者努力支援制度について、収納率向上における取組の実施状況に係る保険料（税）収納率の達成基準に関して、被保険者数による区分をよりきめ細かく設定するなど、適切に市町規模別の評価を行うとともに、実績や取組についてよりきめ細やかな評価が行われる制度となるよう見直しを行うこと。また、特定健診・特定保健指導の実施率等に導入されたマイナス点方式をやめること。
  - (7) 特定健診、特定保健指導事業について、実態に即した基準額に見直すこと。また、市町が生活習慣病の発症リスクの早期発見に関して、地域の実態に合った事業を継続して実施できるよう、補助基準の対象となる検査項目を拡充すること。

さらに、人間ドック受診分を特定健診受診とみなす場合、特定健診項目の充足をもって補助対象に含められるようにすること。
  
- 3 地方単独事業に係る国庫負担金減額措置の撤廃について
  - (1) 福祉施策のさらなる推進や国保財政基盤の確立を図る観点から、こども医

療費助成に限らず、すべての医療費助成に係る国庫負担金の減額措置の撤廃を行うこと。

- (2) 減額措置の撤廃が実現していない現状において、県に対しては、福祉医療波及分を基に算出している国民健康保険事業費補助金の計算方法の詳細を示した上で増額措置を行うこと。

#### 4 子どもに係る均等割保険料（税）の軽減措置の拡充について

子育て世帯の保険料負担軽減並びに他の医療保険制度との均衡を図るため、国の責任と負担において子どもに係る均等割保険料（税）の軽減措置の対象範囲を拡充すること。

〔説 明〕

##### 【はじめに】

国民健康保険は、制度創設から 60 年という長期にわたり、我が国の国民皆保険制度の中核を担ってきた。しかしながら、その間に、高齢者や低所得者の加入割合が増加し、現在の国保財政は、その基盤が構造的に脆弱であるという問題を抱えている。そのような中、医療給付費は増加しており、国保財政は真に危機的な状況に直面しているといえる。こうした事態への対策として、市町保険者は、保険料（税）の引き上げや収納率の向上、医療費適正化などを図っているが、そうした市町保険者による取組だけでは限界があり、一般会計からの法定外繰入や繰上充用等でなんとか国保会計を運営しているのが実情である。

##### 【1 国保の基盤強化を柱とする国民健康保険制度改革について】

平成 30 年度から毎年 3,400 億円の公費拡充がなされているが、将来にわたる医療費の増嵩に対応できる財政基盤を確立し、国民皆保険制度を堅持するため、保険給付費に対する国庫負担割合の引き上げ等、財政措置の拡充を要望する。

加えて、納付金算定までのスケジュールについては、予算編成や議会への説明にかかる期間を鑑みても、非常に厳しいスケジュールとなっており、これを毎年行うとなると職員への負担があまりに大きいため、国からの確定係数に基づく納付金額の提示時期を早めることを要望する。

##### 【2 国民健康保険制度の国・県における財政負担等について】

国保財政安定化支援事業は、保険者の責めに帰することができない事情、①被保険者に低所得者が多い。②高齢者が特に多いことによって、医療費が過大となっていることに着目して、一般会計から繰り入れられる経費であり、その地方負担に対し、地方交付税措置が講じられている。国保財政安定化支援事業の恒久化

は、国民健康保険事業の安定化に資することから要望するものである。

県の負担は、保険基盤安定負担金、高額医療費負担金、特定健康診査等負担金、県繰入金などがあり、国保会計におけるそれらの役割は大きいものであることから、国民健康保険法に負担割合が明示されている負担金等については、国の責任において、負担割合を引き上げることを要望し、国保法に負担割合が明示されていない国民健康保険事業費補助金については、県の責任において負担額を引き上げることを要望する。

市町の一般会計からの決算補填等を目的とする法定外繰入金及び繰上充用の新規増加分を確実に解消するため、財政措置について拡充を要望する。

国において検討されている被用者保険の更なる適用拡大については、適用拡大による影響を十分に分析し、国保財政が悪化しないよう適切な財政措置がとられることを要望する。

保険者努力支援制度は、被保険者数の減少傾向が続く一方、低所得世帯の割合が増加しており、収納率の更なる向上を図ることは大変厳しい状況であるため、各市町保険者の実情も考慮し、市町規模の区分を細分化するとともに、実績や取組についてよりきめ細やかな評価が行われるよう制度の見直しを求める。また、特定健診・特定保健指導の実施率等に導入されたマイナス点方式について、被保険者の負担増につながりかねないため、やめるよう要望する。

特定健診、特定保健指導の実施に当たっては、国、都道府県が、基準単価のそれぞれ1/3の額を負担しているが、実際の健診委託単価が基準単価を大きく上回っており、また昨今の物価高騰による人件費増加に伴い、委託費が増大していることから、受診率を向上させていくほど市町保険者の負担増を招き、その分を保険料として被保険者に負担させる状況となっている。実態に即した基準額に見直すとともに、市町保険者が地域の実態に合わせて実施している追加検査項目を補助基準に加えることを要望する。

また市町保険者が人間ドック費用助成を行い、特定健診受診とみなす場合、取扱要領において特定健診のみの費用が不明確なものは補助対象としないとされていることから、特定の医療機関等と市が契約を締結するなどして費用を明示したもの以外は対象にならない。市町が受診できる医療機関等の選択肢を広めて受診率向上の取組みを進めると補助対象にならないものが発生し、市町保険者の負担増となる状況にある。健診項目の充足をもって補助対象に含められるよう要望する。

### 【3 地方単独事業に係る国庫負担金減額措置の撤廃について】

地方単独事業の医療費助成事業は、社会的・経済的に弱い立場にある人を対象

とし、保健の向上と福祉の増進を図ることを目的にほぼ全ての自治体で実施しているが、現状において、当該事業による自己負担の軽減に伴う医療費増加分に対するペナルティとして、国庫負担金の減額が行われているところである。このことは、国が本来果たすべきである社会的弱者へのセーフティネットに対する地方自治体の努力を阻害するものである。

平成 30 年度には未就学児までを対象とする医療費助成に係る国庫負担金の減額措置が廃止され、令和 6 年度からは 18 歳未満のこども医療費助成に係る減額措置が廃止されたが、地方自治体が実施する医療費助成は多岐にわたっており、これらを継続的に推進するとともに国保財政基盤の確立を図るためにも、全面的な減額措置の撤廃が確実に行われることを要望する。また、減額措置の撤廃が実現していない現状において、県に対しては、納付金を算定するにあたり、地方単独事業の減額調整分が上乗せされている一方で、それを補填するため国民健康保険事業費補助金が控除されているが、その額について計算方法の詳細を示した上で、共同実施分の半額を助成すべく増額を要望する。

#### 【 4 子どもに係る均等割保険料（税）の軽減措置の拡充について】

国民健康保険制度においては、他の医療保険制度とは異なり、世帯の被保険者一人ひとりに均等割保険料が賦課されるため、世帯に子どもが増えるごとに保険料（税）負担が増加する仕組みとなっている。この点について、他の医療保険との均衡を考慮して、子育て世帯の負担軽減を図るため、兵庫県下において、18 歳以下の子どもの均等割に係る減免制度を導入している市があるなど、独自の取組を進める市町保険者が全国的に増加している。制度間の不均衡は、制度そのものによって調整されるべきものであることから、制度設計及びその財源を確保する権限を有する国の責任と負担において、子どもに係る均等割保険料（税）の軽減措置について未就学児だけでなく、対象範囲を拡充されることを要望する。

## 6 子どもの医療費助成に係る全国一律の助成制度創設及び県の財政支援の拡充について

子育て世帯への支援策のひとつである、子どもに係る医療費助成制度について、次のとおり要望する。

全国の子どもたちが必要な医療を公平に受けることができるよう、国の責務として、所得制限を設けることなく、高校生世代までの全ての子どもを対象として、全国一律の子どもの医療費助成制度を創設すること。

県においては、制度創設までの間、財政支援を拡充するとともに、創設のため国に提言を行うこと。

### 〔説 明〕

少子化対策は、現在の日本社会の大きな課題となっている。子育てしやすい社会の実現に向けた取り組みのひとつとして、子どもの医療に対する支援が各自治体で行われている。

しかし、自治体の財政事情等により全国レベルではもちろん、県内であっても助成適用の要件や助成範囲・程度が異なっている。

全国の子どもたちが必要な医療を公平に受けることができるよう、国の責務として、所得制限を設けることなく、高校生世代までの全ての子どもを対象として、全国一律の子どもの医療費助成制度を創設することを要望する。

また、県においては、創設までの間、「こども医療費助成事業」を「乳幼児等医療費助成事業」と同様の制度とし、通院に係る自己負担額の1/3助成を1日800円上限まで助成する等の拡充を行うとともに、制度創設のための提言を国に引き続き行うことを要望する。

## 7 特別な配慮を要する児童生徒等の支援及び各種専門員や支援員の適正な配置について

### 1 国への要望

- (1) 通常の学級に在籍するLD、ADHD等の特別な支援が必要な児童生徒への支援体制を充実し、学習上又は生活上の困難に対応するため、通級による指導担当教員の増員を要望する。
- (2) 医療的ケアを必要とする幼児児童生徒の支援のため、教育支援体制整備事業費補助金（切れ目ない支援体制整備充実事業）などの十分な予算確保や補助率の拡大等を要望する。
- (3) 特別支援教育を一層充実させるため、加配教員による専任の特別支援教育コーディネーターの全校配置を要望する。
- (4) 特別支援教育支援員（指導補助員）の配置・拡充に対する補助事業の創設及び地方交付税の増額を要望する。
- (5) 夜間中学における外国人に対する日本語指導を含めた幅広い教育ニーズに対応するため、教職員体制の拡充を要望する。

### 2 国及び県への要望

- (1) 誰一人取り残さないためのきめ細かな指導と学習環境を実現するとともに、教職員の働き方改革を持続的に進め、児童生徒にとって質の高い充実した教育環境を確保していくため、学習指導員とスクール・サポート・スタッフについて、全額国費及び県費による財政措置を講じた上で、全校に確実に配置することを要望する。
- (2) 不登校、いじめ、発達課題、貧困、虐待等、児童生徒を取り巻く様々な課題は多様化、複雑化しており、コロナ禍を経て、様々な要因で心理的なストレスを抱えている子どもたちの心のケア等のため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの更なる追加配置を要望する。

### 3 県への要望

- (1) スクールバスや医療的ケア児に対応する車両の運行に係る経費並びに看護師及び介助員等を配置する経費、特別支援学校における教室不足の解消に係る経費の助成等、県において、特別支援学校の運営に対する必要な支援及び財源確保を要望する。
- (2) スクールカウンセラーの資質向上のため、県費スクールカウンセラーの勤務条件において、研修会（各市主催分を含む）への参加やカウンセラーの情報共有を可能にし、その報酬、交通費等の予算措置を要望する。また、勤務時

- 間について、市の実情に応じ柔軟に設定できる制度への変更や、カウンセラーの配置について、市教育委員会との相談の上で決定することを要望する。
- (3) 医療的ケア児を受け入れるために必要な看護師や准看護師の配置について、中山間地域の看護師等の人材が不足していることから、派遣やあつ旋などの広域的な仕組みづくりと看護師配置への協力体制を要望する。
- (4) 不登校児童生徒支援員配置補助事業について、個に応じた支援を行うため、不登校児童生徒支援員の安定的な人材確保や学校外での不登校支援にも活用できるよう、補助事業の継続及び拡充を要望する。

## 〔説 明〕

### 1 国への要望

- (1) 通級による指導担当教員については、国において、平成 29 年度から 10 年かけて、漸次、加配定数の 9 割を基礎定数化することとしており、残りの 1 割については、へき地や通級による指導対象児童生徒の少ない障害種別への対応として、引き続き加配措置されとのことである。

しかし、県下各市における通級による指導担当教員は、各市に配置されているものの通級による指導を必要としている全ての児童生徒に対応できる配置となっていないのが現状である。

学校現場においては、児童生徒の教育的ニーズに応じて「多様な学びの場」を整備することが喫緊の課題となっていることから、LD、ADHD等に対応する教員について、国においては通級による指導担当教員の基礎定数化を今後も確実に行うとともに、期間をさらに短縮されるよう要望する。

- (2) 医療的ケアの必要な幼児児童生徒は特別支援学校だけでなく地域の小・中学校等や教育・保育施設においても増加傾向であり、看護師配置のニーズはより高まっている。また「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が令和 3 年に施行され、国が医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を実施する責務を有することが明記された。これまで以上に、教育支援体制整備事業費補助金（切れ目ない支援体制整備充実事業）などの十分な予算確保や補助率の拡大等を要望する。
- (3) 特別支援教育コーディネーターについては、平成 19 年 4 月から各学校において校務分掌に明確に位置づけられた。また平成 28 年 5 月 20 日の教育再生実行会議第九次提言には、障害のある子どもたちに係る教育体制の充実についての提言が盛り込まれており、学校現場における特別支援教育コーディネーターの専任化の必要性が認められてきた。しかし、現行の義務標準法においては加配措置の規定がないことから、加配教員による専任の特別支援教育コーディネーター全校配置は困難な状況である。そのため、義務標準法にその旨を盛り込む改正が図られることを要望する。

- (4) 特別支援教育支援員（指導補助員）については、特別支援教育の充実に向け、通常の学級で特別な支援を要する幼児児童生徒に対して、学級担任と連携しながら指導・支援に当たるため、市単費により配置することで効果的な指導に努めている。配置に当たっては、支援の必要性、優先順位等を予算の範囲内で検討しているが、支援を要する幼児児童生徒は年々増加傾向にあり、すべての園・学校や保護者の配置要望に応えるには無理がある。また、人事院勧告に伴い、市においても職員給与の増額が図られ、市の財政負担が増加している。そのため、特別支援教育支援員（指導補助員）の増員に対する補助事業の創設や地方交付税の増額を要望する。
- (5) 夜間中学については義務教育未修了者などが授業を受ける場であるとともに、近年は外国籍の生徒が大きく増加するなど、生徒の状況が変化しているが、日本語の習熟度に応じた指導・支援を行うための教職員数は十分とは言えない。こうしたことから、夜間中学における日本語指導を含めた幅広い教育ニーズとカリキュラムに対応するため、教職員体制の拡充を要望する。

## 2 国及び県への要望

- (1) 令和2年度は、国や県の学習指導員配置事業に係る補助金を活用して、地域の教員OBや教員免許保有者などの幅広い人材を学習指導員として市内小中学校に配置し、きめ細かな学習指導を行うことができた。またスクール・サポート・スタッフについては、国の補助を活用し追加配置することで、教職員の業務負担を軽減することにより、教職員の本来業務である教育活動に専念できる体制の創出と学校における働き方改革をバランスよく推進することができた。

本補助事業による追加配置は令和2年度をもって終了し、令和3年度と令和4年度は兵庫県において各市町の全小・中学校・義務教育学校・特別支援学校のうち1名分のみの補助となっている。令和5年度以降については、県の補助事業が拡充されることとなり、補助率が国・県合わせて1/3となったものの、全ての学校に配置するとなった際の各市町の財政負担は依然として大きい。

配置校においては教職員の負担軽減、子どもの学びの保障に注力できる時間確保など、効果が上がっており、新型コロナウイルス感染症が収束した後も、学校や教職員が直面する多様化・複雑化した課題に対応し、きめ細かな学習指導や教職員の働き方改革を進め、児童生徒に対する質の高い充実した教育環境を確保するためには、全小・中学校・義務教育学校・特別支援学校における学習指導員やスクール・サポート・スタッフの継続的な各校への配置が必要不可欠であるため、令和2年度と同様、全小・中学校・義務教育学校・特別支援学校を対象に全額国費及び県費による財政措置を確実に講じる

ことを要望する。

併せてこれまでは 20 時間／週であった配置時間数も令和 5 年度以降の補助要件として 15 時間／週と減じられており、大・中規模校では十分に対応できておらず、有効活用がしづらい状況となっている。このことから各市町の状況に応じて柔軟な対応が可能となるよう制度設計の改善を要望する。

- (2) スクールカウンセラーについては、現在、拠点校に年間 210 時間の勤務となっている。しかし、この配置時間では多様化複雑化する児童生徒の心の問題へのケアや、教職員との連携に限界がある。コロナ禍を経て、全国的に不登校児童生徒数が増加するとともに、様々な要因で不安を抱える児童生徒の心のケアの充実を実現するため、国においては補助事業の充実、県においては配置時間の増加及び増員を求める。

スクールソーシャルワーカー（以下、SSW）については、現在、国のSSW活用事業により県内各教育事務所に配置されているとともに、県の「市町SSW配置補助」によって、経費の1/3の補助金を交付していただいている。しかし、学校や家庭からのSSWへの要望は年々増加し、学校と家庭、さらには関係機関をつないだ支援ニーズも高まっていることから、すべての小中学校にSSWを配置する必要があると、現在実施している各市町でのSSW事業では十分に対応できていない。地域や学校の実態に応じた継続的な支援を実施する必要があるため、国に対して、SSW活用事業補助金の充実を要望する。

### 3 県への要望

- (1) 市立特別支援学校は、バスを利用して通学せざるを得ない児童生徒が多く、自治体の負担は多大なものとなるため、スクールバスの車両購入、運行・更新経費の財源確保を要望する。

また、各市においては、特別支援学校で医療的ケアを実施している。学校における医療的ケアは、個別性が高く、その対応は一律ではない。主治医による指示書に基づき、個別対応マニュアルを作成し医療的ケアを実施することになっているが、病院勤務の看護とは異なる看護技術が求められる。医師不在の中で学校の業務は、通常の看護師が経験している看護ではないことが多く、研修体制の充実とともに、継続して安定的に勤務できる体制の整備が必要である。

医療的ケア児の教育に当たっては、安全を確保することが大前提であるとともに、保護者の負担軽減を図る必要がある。特別支援学校の学校環境の整備、医療的ケア児の登下校に係る車両の整備、運行・更新経費、介護タクシー事業者への委託料並びに看護師及び介助員等を配置する経費その他の管理費等の助成などについては、県において、必要な支援及び財源確保を図るよ

う要望する。

(2) スクールカウンセラー研修会が、県臨床心理士会との共催等により年3回開催されているが、任意研修となっており、参加に当たっての報酬や旅費等支給対象外となっていることから、スクールカウンセラーの資質向上のため、それらの研修及び市が主催する研修やカウンセラー同士の情報共有の機会である連絡協議会においても、参加した分の報酬や交通費等を予算措置することを要望する。また、勤務時間について一律6時間となっているところを、研修やケース会議の開催に対応できるよう配当時間の中で柔軟に設定できる制度への変更や、県カウンセラーの配置の際に配置先の学校や市の教育委員会の意見を聞く場を設けることを要望する。

(3) 令和3年9月に「医療的ケア児支援法」が施行され、自治体や特定教育・保育施設、学校では、医療的ケア児を受け入れる支援体制の拡充が求められているが、中山間地域においては看護師等の人材不足が顕著である。求人を行っても応募がなく、看護師等の配置が難しい状態となっていることから、地域間の不均衡を解決するために、県において看護師等の派遣やあつ旋などの広域的な仕組みを構築するとともに、医師会、看護協会など関係団体への医療的ケア児受け入れに必要な看護師配置への協力体制の要請を行うことを要望する。

(4) 令和6年度より実施された不登校児童生徒支援員配置補助事業は、不登校児童生徒支援員に支払う報酬を対象経費として、県が1/2を補助するスキームとなっている。しかし、地方都市においては、雇用が不安定な時間給アルバイトを継続して確保することが難しいため、人材確保の観点から月額会計年度任用職員として任用しているケースがあることや、対象経費に社会保険料等が含まれていないことなどから、事業スキームが想定する市の負担割合1/2を大幅に上回る財政負担が生じており、配置時間についても事業スキームが想定する1日4時間では不十分であるため配置時間の拡大が望まれるが、市単独でさらなる財政負担を行うことは困難である。

また、本事業は校内サポートルームで支援を行うことを前提としているが、現在の不登校の原因については多様化しており、支援方法は校内サポートルームのみでは不十分であり、個に応じた支援を行うためには校内のみならず、学校区内サポートルームへの配置を可能とするなど、学校外での不登校支援が必要である。

これらの状況を踏まえ、より実効性のある不登校対策を実施できるよう補助制度の継続及び拡充を要望する。

## 8 児童虐待防止対策に係る支援措置の充実について

児童虐待に係る相談件数が年々増加する中、児童虐待防止対策において市町村はこれまで以上に重要な役割が求められており、その体制強化に必要な社会福祉士や心理士、保健師等の専門職配置に係る財政支援措置の拡充や担い手確保の取組の推進、研修機会の充実など、総合的な支援措置の充実を行うこと。

また、児童相談所と市町村が協働して支援を実施するうえで、学校、保育所、警察、医療機関等の関係機関を含めた連携が極めて重要となることから、関係府省庁が協力し、これら関係機関における相互理解の促進と、市町村や児童相談所と適切な連携が図られるよう、必要な措置を講ずること。

さらに、児童虐待防止対策の拠点となる児童相談所について、中核市及び特別区の設置が推進されるよう、十分な支援措置を講ずること。この場合、周辺一般市への支援を後退させないため、当該一般市を管轄する児童相談所の存続を求める。

### 〔説 明〕

児童虐待に係る児童相談所や市町村への相談件数が年々増加する中、平成 28 年以降、順次児童福祉法等が改正され、市町村の子ども家庭総合支援拠点や子育て世代包括支援センターの法定化、児童相談所と市町村を含む関係機関の連携強化などの取組が進められてきた。加えて、令和 4 年改正では、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへの一体的な相談支援を行う機関である「こども家庭センター」を市区町村に設置するよう努力義務を規定するなど、子育て支援や児童虐待に対する基礎自治体の責任と役割がさらに強化された。このような中で、市町村においては、特に子ども家庭支援を担う人材の確保と質の向上をはじめとする体制と対応力の強化が重要かつ緊急の課題となっている。

国においては、児童虐待防止対策をはじめ、子ども家庭分野の施策の推進に当たって、令和 5 年 4 月創設の「こども家庭庁」が司令塔となり、こどもや家庭が抱える様々な課題に対し、常にこどもの最善の利益を第一に考え、関係省庁と連携し、政府一丸となり取り組むこととしている。

については、「こども家庭センター」の設置に伴う体制強化と人材確保等のため、人口規模や要保護児童数等を踏まえた社会福祉士や心理士、保健師等の専門職の配置に向けた十分な地方財政上の支援措置の拡充や担い手確保の取組を推進するとともに児童福祉機能（旧子ども家庭総合支援拠点）や母子保健機能（旧子育て世代包括支援センター）等の機能を担う職員に対して、質の高い研修を提供することができるよう体制整備を行うこと。

さらに、児童虐待への対応においては、児童相談所と市町村、学校、保育所、

警察、医療機関等の関係機関との連携が極めて重要であり、特に学校との連携に当たっては、早期発見と児童相談所や市町村への速やかな通告等の必要性についての教職員の一層の理解促進が重要である。関係機関が児童虐待防止に向けた相互理解の促進と適切な連携が図られるよう、こども家庭庁のみならず、文部科学省等の関係府省庁が連携の上、児童虐待対応の在り方の周知徹底、研修の充実、人員配置などについて、必要な支援措置を講ずること。

加えて、児童相談所は児童虐待防止対策の拠点であることから、さらなる体制強化に向けた総合的な支援措置の充実を行うとともに、中核市及び特別区において児童相談所の設置促進が図られるよう設置前の準備期間に人材確保・育成のために配置される職員の人件費に対する財政措置等、十分な支援措置を講ずることを要望する。なお、中核市及び特別区が児童相談所を設置する際は、周辺的一般市への量的・地理的な支援の後退を招かないよう配慮すること。

## 9 障害者の自立支援給付及び地域生活支援事業について

- 1 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成 17 年法律第 123 号）に基づいて実施している障害者自立支援給付及び地域生活支援事業については、市の超過負担が生じないようにするとともに、地域の実態を踏まえ、円滑に実施できるよう、また都市自治体での格差が生じない等の十分な財政措置を講じること。
- 2 現在、消費税の課税対象事業であると位置づけられている障害者相談支援事業等について、当該事業は非課税事業として位置づけられている第 2 種社会福祉事業である一般相談支援事業、特定相談支援事業等と密接に関係し、切り分けることが難しいことや、障がいのある人等から障がい福祉サービスの利用も含めた福祉に関する様々な相談に対応するといった当該事業の性質も踏まえ、非課税事業として位置づけられる社会福祉法上の社会福祉事業として規定するよう要望する。また、当該事業が課税事業であるとの通知により負担した追加費用分について、国において自治体に対する応分の財政措置を講ずるよう合わせて要望する。

### 〔説 明〕

- 1 障害者自立支援給付の費用負担については、原則、国が 1/2、都道府県が 1/4、市町村が 1/4 と規定しているが、介護給付費等（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援に限る。）に係る国庫負担対象事業費の算定では、厚生労働大臣が定める基準に基づき、当該介護給付費等の支給に係る障害福祉サービスを受けた障害者等の人数に応じ算定した額又は当該介護給付費等の支給に要した費用の額のいずれか低い額としている。

近年、障害者が高齢化している中、介護保険対象者が介護保険サービスと障害福祉サービスを併用するケースが増加しており、介護保険での訪問介護は短時間支援のため、併用した場合は居宅介護の該当となる。そして、令和 5 年度までは居宅介護を利用する場合は国庫負担の対象外となっていたが、令和 6 年度報酬改定において、居宅介護利用者の国庫負担基準に介護保険対象者の区分が追加されたことにより、自治体の負担軽減が一定は図られたものの、その対象については一部のみに限定され、算定される単位も通常の障害者と比べて低いものであることから、さらなる拡充を求める。

重度訪問介護に関しても、国庫負担基準が定められているが、自治体の負担が大きくなっている。令和 6 年度報酬改定において、一部の対象については、自治体の負担軽減が図られたが、その影響は限定的なものとなっており、さらなる拡充を求める。

また、地域生活支援事業については、障害者自立支援法（平成 18 年施行）

の施行以来、日常生活用具給付等事業や移動支援事業などの実施により障害者の日常生活を支援してきたところであるが、利用者の増加やニーズの多様化により、細やかな支援が求められ、事業拡大や新規事業の実施が必要となっている。しかしながら、統合補助金方式に基づく補助額が一定配分による交付のため、事業の充実を図れば、さらなる超過負担が生じ自治体の財政負担が増大する状況となっている。

このため、地域の特性を活かし、利用者のニーズに応じた柔軟な支援を効率的かつ効果的に持続可能な事業として実施できるよう補助金の財源確保と交付対象の拡充を要望する。

- 2 令和5年10月4日付こども家庭庁及び厚生労働省事務連絡により、障害者相談支援事業等について、社会福祉法第2条第2項及び第3項いずれにも該当せず社会福祉事業に該当しないため消費税の課税対象事業であること、自治体が民間事業者へ委託する場合、委託料に消費税相当額を加えた金額を受託者に支払う必要があること等が示された。当該事業の社会福祉法上の取扱いは、それまで国において明確に周知されておらず、また、平成24年の障害者自立支援法改正により相談支援の充実を図る方向で見直されるまでは、社会福祉法上の第2種社会福祉事業と位置づけられ、消費税は非課税の取扱いとなっていたこと、当該事業は非課税に該当する他の相談支援事業と密接に関係し切り分けることが難しく、事業の性質も非課税に該当する事業と同様のものであるため、当該事業を消費税の非課税事業である社会福祉法上の社会福祉事業として位置づけることを要望する。

また、国において、当該事業の社会福祉法上の取扱いについて明確に周知されておらず、各自治体が追加費用を負担する必要が生じたことから、各自治体に対する応分の財政措置を講ずるよう合わせて要望する。

## 10 鳥獣被害対策について

### 1 広域的な鳥獣対策の実施及びICTによる捕獲のスマート化の推進

有害鳥獣による農作物被害が広域化し、市域をまたいだ対応が必要である。兵庫県が中心となった一斉捕獲といった広域的な取組の実施を要望する。また、捕獲従事者の負担が増加する中、効率的・効果的に捕獲を進めるため、ICTによる捕獲のスマート化が必要であり、関連機器の利用推進や維持管理に係る財政支援及びシステム整備を県及び国に要望する。

### 2 生活環境被害対策及びサル個体数管理の推進

イノシシ、サル等の住宅地への侵入や交通事故といった生活環境被害が増加し、対策が必要となっている。農地以外に活用できるよう既存の補助事業の拡充等による財政支援を県及び国に要望する。また、住居集合地域等におけるサルの捕獲手法として、麻酔銃猟は専門的技量が必要であり、一般の狩猟従事者では対応が困難である。加えて、生息状況の把握のため、発信機の追加等により個体数の適正数の調査を行い、県主導による捕獲実施を要望する。

### 3 イノシシのジビエ活用促進

ひょうごニホンジカ推進ネットワークが設立され、シカの有効活用は推進されているものの、イノシシについては同様の枠組みが存在しない。シカ、イノシシを問わずジビエの消費拡大のための体制を整備し、県内及び県外の事業者とのマッチングや県内ジビエ商品の対外的な魅力発信の実施を県に要望する。

また、現在豚熱感染確認区域で捕獲されたイノシシのジビエ利用（食用、ペット用など）については、検査機関による豚熱陰性確認が必要とされている。しかしながら、当該検査機関は全国に2箇所しかなく、コストや鮮度面でジビエ利用が著しく困難となっている。その解決策として兵庫県内に検査機関の設置を要望する。

### 4 捕獲従事者の確保を目的とした財政的支援及び適正な捕獲活動に向けた啓発の実施

捕獲活動に係る負担は大きく、担い手の確保は重要な課題である。負担軽減を図るため、新規狩猟免許取得者への助成制度の新設や活動支援に加え、地域毎の狩猟者育成に向けた取組の実施や狩猟免許更新手数料の減免等、捕獲従事者を増やすための施策のより一層の充実を県に要望する。

また、適正な捕獲活動に向けた啓発として、下記における指導を県に要望する。

- (1) 狩猟期間中の活動について、居住地を離れて各地で行う場合にあっても活動する近隣住民に配慮し行うことを捕獲従事者へ指導すること。
- (2) 箱わな等の狩猟道具を免許不保持者が購入、使用してしまう事案が生じていることから、狩猟免許の必要性についての周知啓発を実施するとともに

に、取り扱い店舗に対する啓発及び販売に係る指導を行うこと。

## 5 豚熱対策

全国的に野生イノシシへの豚熱感染が多数確認されている中、令和5年度に兵庫県内で34年ぶりに豚飼養農場においても豚熱感染が確認された。豚熱感染拡大を阻止すべく、有害鳥獣捕獲活動を実施するに当たり、消毒等の防疫措置の強化が必要となっている。

については、感染拡大防止を図るための防疫措置の指導の徹底及び加工処理事業者への支援を含めた防疫措置に係る財政的支援等の条件緩和を国及び県に要望する。加えて、豚熱感染拡大を防ぐため、飼養衛生管理基準に基づく指導を徹底するよう県に要望する。

一方豚熱感染確認区域が設定されてから相当期間、新たな感染個体が確認されない区域については早期解除に係る基準を明確にし、解除に向けた効果的な対策を講じること。

また、野生イノシシへの経口ワクチンの効果的散布及びCSF（豚熱）まん延防止対策の徹底を国、県に要望する。

## 6 狩猟期間中の捕獲に係る市町負担金支払い手法の見直し

狩猟期間中の捕獲報償金については、市が事前に概算払いとして県に支出した後、翌年度に精算し過不足を調整するという手法が取られている。年度によっては多額の不足額もしくは不用額が生じることとなるため、精算額確定後に各市町に負担金を求める手法に改めることを県に要望する。

## 7 本州部における狩猟期イノシシ捕獲拡大事業の実施

現在、豚熱感染確認区域が県本州部のほぼ全域に指定されているため、捕獲したイノシシは流通しておらず、狩猟者のイノシシ捕獲意欲が減退している一方で、イノシシによる農業被害は高い水準が続いている。

こうしたなか、県は、狩猟期に淡路地域でのみ実施されている狩猟期イノシシ捕獲拡大事業の本州部での実施を検討するため、同事業における市町負担金による報償金について意見照会（自第1496号 令和5年10月17日）を行ったが、実施には至っていないため、狩猟期の本州部における同事業の早期実施を県に要望する。

## 8 クマの有害捕獲の拡大

近年、クマの出没が頻発し人身事故も発生している。人身事故を防ぐためにスピード感のある対応が求められることから、緊急に捕獲が必要な際を想定したクマの有害捕獲要件の緩和（捕獲者、頭数等を最小限にしたうえで年度当初における許可等）と兵庫県ツキノワグマ管理計画に定める捕獲上限数の実態に応じた適切な設定及び柔軟な運用を県に要望する。

〔説 明〕

- 1 鳥獣被害については、これまでも柵の整備や捕獲による被害防止策を実施しているが、解決には至っていない。また、捕獲従事者の高齢化が進み、現状のままでは改善を図ることが難しく、今後一層対策が困難になることが想定される。

捕獲従事者の負担軽減には、これまでの猟師の経験に頼る方法に加え、ICTの活用等により鳥獣の正確な行動域の把握及び捕獲の自動化等による省力化は不可欠である。こうした対策は、市単独で実施するよりも、広域的に実施する方が効果を上げることができると思われる。

- 2 イノシシの行動域の拡大により、山林や農地のみならず、市街地においても道路上での車両や通行人との衝突等による事故や住宅地への侵入といった甚大な被害が増加している。

また、全国的にニホンザルによる人身被害を含む生活環境被害が多発しており、住居集合地域等での出没を想定した対応が必要となっている。知事の許可を受けることで、麻酔銃猟による捕獲が可能であるが、専門的技量が必要であり、地域に住む一般狩猟従事者では対応が困難である。さらに、兵庫県森林動物研究センターによる頭数調査によれば、淡路餌付け群は、直近 10 年間で 15%程度の増加にあるなど、群れの規模の拡大が顕著になっており、餌付け群の分裂の危険性が高まっている。

- 3 平成 30 年度のジビエ倍増モデル整備事業の活用等により、ジビエ事業が推進されたが、今後一層の推進を図るためには生産に対する十分な需要を掘り起こしていく必要がある。シカについては、ひょうごニホンジカ推進ネットワークが設立され、有効活用は推進されているものの、イノシシについては同様の枠組みが存在しない。加工処理事業者自らの県外、県内飲食店等とのマッチング努力に加え、行政が機会を創出するなどの伴走支援を実施することが肝要である。

- 4 捕獲従事者の高齢化の進行に加え、これまで被害がなかった集落からの捕獲要望の増加により対応が困難となっていることから、担い手の確保が喫緊の課題となっている。捕獲従事者の負担軽減が必要であり、狩猟免許更新手数料等の軽減等、財政的な支援の必要がある。

また、狩猟への関心向上を目的とした各種研修やイベントが開催されているが、開催会場が限定的であるため、希望していても参加が困難である。

さらに、狩猟期間中に他市在住の捕獲従事者による活動で近隣住民が通報する事案や免許を必要とすることを知らずに箱わな等の猟具を購入、使用してしまいう事案が生じていることから、狩猟免許の必要性についての周知啓発を実施するとともに、取り扱い店舗に対する啓発及び販売に係る指導を行う必要がある。

5 野生イノシシの豚熱感染拡大が続いている。隣接地域以外で新たに発生していることから、人の移動による拡散を防止する必要がある。

豚飼養農場における豚熱発生時には、迅速かつ的確な初動防疫対応により、まん延防止及び早期終息を図ることが重要であり、平時から、国の指針に基づいた適切な情報提供と豚熱発生予防の徹底、発生時に備えての動員や資材調達の計画策定、体制の整備等を行う必要がある。

また、狩猟者においては、捕獲活動を実施する場合、車両、狩猟器具及び捕獲イノシシの消毒等の防疫措置を講じる必要があり、この費用すべてが狩猟者負担となると適切な防疫措置が講じられないことも想定される。また、加工処理事業者においても感染確認区域で捕獲されたイノシシ1頭ごとの検査の実施が求められる中、国が想定している受け入れ可能な民間検査機関は国内に2施設しかなく搬出が滞るなど、大きな負担となっている。さらに、野生イノシシにおいては、家畜伝染病予防法が適用されないため、捕獲イノシシにおける防疫措置等の明確な規制解除基準が示されていない。

また、豚熱まん延防止対策を強化し、アフリカ豚熱に対応できる体制の整備等を行う必要がある。

6 狩猟期間中の捕獲報償金については、平成30年度に県と各市町との間で協定が締結され、市が事前に概算払いとして県に支出した後、翌年度に精算し過不足分を調整するという手法が取られている。鳥獣の捕獲実績については、安定した数値とならないことから、年度によっては多額の不足額もしくは不用額が生じ、予算調整に苦慮している。

7 県内において、野生イノシシに豚熱の感染が確認される以前は、イノシシの肉は流通・販売による換金性が高く、多くの狩猟者がイノシシを狩猟対象としたため、イノシシに対して高い捕獲圧がかかっていた。しかし、県内で野生イノシシに豚熱の感染が確認されて以降、捕獲したイノシシ肉の流通・販売が困難となったため、換金性が失われたイノシシを狩猟者は捕獲対象としなくなり、捕獲圧が低下している。

イノシシに対して再び高い捕獲圧をかけるため、県内では淡路地域のみで行われていた狩猟期のイノシシ捕獲に対して報奨金を支払う、狩猟期イノシシ捕獲拡大事業を本州地域でも実施する必要がある。

8 近年、クマの出没が頻発し人身事故も発生している中で、緊急に捕獲が必要な際においても捕獲許可申請の手続きに時間を要する場合があります。対応に苦慮している。また、上半期から捕獲が多い年においては出没が本格化する前に捕獲上限数に達してしまい、ゾーン捕獲により捕獲したクマが放獣対応となる。これらの結果、地域住民の安心安全な生活環境の確保に問題が生じている。

## 1 1 下水道施設等の整備及び改築への国費負担の継続並びに事業予算の確保等について

下水道施設の改築に係る国費負担の継続及び老朽化により今後増大が見込まれる改築事業費に係る予算の確保と、人材不足・技術継承等の問題に対応するための人的支援制度の創設を要望する。

また、コミュニティ・プラント施設における基幹改良事業に対する交付要件の緩和を要望する。

令和8年度末までの汚水処理施設概成目標期間以降も、地域の実情に応じた未普及対策支援の継続を要望する。

〔説 明〕

### 1 国への要望

下水道は、浸水防除、地域の公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全など、不特定多数に便益が及ぶ公共的役割が極めて大きな事業である。今後、更に人口減少が深刻となる中、仮に、公共下水道及び流域下水道に係る管路施設はもとより機械電気設備を含めた下水道施設全般に関する改築、下水道施設の長寿命化を目的に実施している改築（更新）事業、持続可能な汚水処理システムの構築に向けた施設統廃合事業への国庫支援が縮小した場合、著しく高額な下水道使用料を徴収せざるを得なくなる。加えて、下水道使用料の大幅な引上げについて理解が得られず、施設の改築が進められなくなった場合、下水機能の停止により水質悪化や感染症のまん延など、国民生活に甚大な影響を及ぼすことが懸念されるため、確実な国庫支援の継続が必要である。

さらに、下水道法第34条では、下水道施設の設置のみならず改築に要する費用も国庫補助の対象とされており、水質汚濁防止法第14条の5第3項では、国は地方公共団体が行う生活排水対策に係る施策を推進するため必要な財政上の援助に努めることが明示されている。

また、令和5年度には、持続可能な汚水処理システムの構築に向け、下水道施設の統廃合事業を加速化させるため、社会資本整備総合交付金の重点化計画を策定し、重点配分の対象としたところである。しかしながら、この度の重点配分方針見直しにより、立地適正化計画を作成・公表していないなどの理由により令和7年度より重点配分の対象外となる市町村については、国費支援の縮小が懸念される。

立地適正化計画によって計画区域周辺部の衰退加速化が懸念される等課題が多く、立地適正化計画を策定していない自治体もあるため、住民生活の維持や、下水道の公共的役割に対する国の責務の観点から、汚水処理施設の概成目標とされ

る令和8年度末以降の下水道未普及地域における下水道整備に対する財政措置の継続、公共下水道及び流域下水道に係る下水道施設の改築に対して、これまでどおりの国費支援及び立地適正化計画策定の有無によらない重点配分方針の継続を要望する。

また、コミュニティ・プラント施設の長寿命化対策事業など施設の老朽化に対する制度は、CO<sub>2</sub>を大幅に削減できる設備が少ないにもかかわらず交付要件として厳しいCO<sub>2</sub>削減率が求められていることに加え、補助対象が設備等に限定されていることから、今後施設の改修に要する多額の費用が財政を圧迫するのは必至の状況であるため、交付要件の緩和を要望する。

さらに、下水道職員の減少による人材不足・技術継承への対応といった課題に対し、国・県・大規模自治体・関係団体からの人的支援制度の創設を要望する。

## 2 県への要望

公共下水道に係る未普及対策事業及び下水道施設の改築事業については、国費支援が必要不可欠であり、国費が減額措置されると、事業実施の先送りなど計画どおりの事業推進ができなくなり、結果、下水道施設の安全で安定した管理・運営が破綻し、公共水域の水質が悪化する恐れがある。

概成目標期間以降の未普及対策事業及び下水道施設の改築事業に対して確実に国費支援が受けられるよう、県と市町が連携した国への要望活動を実施するとともに、国費が減額措置された場合、減額分を県が補てんする補助制度を新設するなど、下水道施設の改築事業が計画どおり推進できるよう、事業予算の確保を要望する。

## 1 2 公立学校施設及び環境整備への財政支援について

- 1 学校施設の大規模改修、長寿命化改修等における学校施設環境改善交付金事業において、配分基礎額や補助対象事業費の上限額（下限額）のさらなる見直し、市立高等学校を含めた公立高等学校を交付金対象施設として追加することなどの財政支援拡充と、交付金の適切な予算措置及び採択について要望する。  
加えて、学校施設の統廃合や、小中一貫校の整備に係る公立学校施設整備費負担金事業についても財政支援の拡充を要望する。
- 2 公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備や情報機器整備においては、「GIGAスクール構想」により整備したICT機器の維持管理費及び関連するソフトウェアに係る経常的経費、また、それらの更新に要する経費への財政支援の拡充を要望する。  
さらに、教育ネットワークシステムを段階的にクラウドへ移行するにあたり、「アクセス制御による対策を講じたネットワークシステム」導入に係る経費、その維持管理に係る経費など、ICT環境の更新及び維持管理等に関する事業についても財政支援の拡充を要望する。  
GIGAスクール構想及び校務のDX化を進めるための、ICTに関する知見を有する専門的人材の配置等に係る費用の継続した財源措置を要望する。
- 3 教職員業務の負担軽減について、国から交付税算入による費用の一部が措置されているが、「校務支援システム」の維持管理経費や、新学習指導要領に対応したシステムの構築等、今後、その費用がますます増大していくと見込まれるため、助成制度の新設や財政支援の拡充を要望する。  
もしくは、国又は県による統一した次世代型校務支援システムの導入を要望する。  
また、県には、2及び3の要望について県独自の補助金等について制度化を要望する。
- 4 義務教育諸学校の児童・生徒を指導する教員の教科書及び指導書について、児童・生徒と同様に全額国庫負担とすることを要望する。併せて、令和6年度から段階的な導入を進めているデジタル教科書についての財政支援を要望する。

### 〔説 明〕

- 1 昭和40年代から50年代にかけて建築された学校施設は、改築の時期を迎えており、長寿命化改修の必要に迫られている。老朽化した学校施設の整備につ

いては、文部科学省の学校施設環境改善交付金事業を活用しているが、交付金の算定基礎となる配分基礎額と実工事費による算定額とが乖離しているうえ、補助対象事業費に上限額（下限額）があるため、計画に比べて各自治体の財政負担が大きくなることが常態化しており、事業の推進に支障をきたしている。

特に、近年の学校施設環境改善交付金は、補正により次年度事業が前倒しされつつあるため、予算編成の円滑化が図られるよう、さらなる早期の採択を望む。

また、令和4年度から学校施設環境改善交付金の大規模改造（質的整備）事業の上限額が見直され、大幅に引き下げられたところであるが、空調設備の更新及び整備については、1校単位で実施する更新工事や屋内運動場への空調設備整備に係る断熱性を確保する工事を行うに当たり、容易に上限額を超過することが予想され、工事の分割発注による更新の遅れや自治体の負担増による整備の支障となっていることから、大規模改造（空調）事業の上限額の引き上げ及び補助単価の加算措置を望む。また、学校給食施設においても建築単価の実情に見合うよう単価の見直しを望む。その他、市立高等学校においても老朽化が進む中、自治体単独での改修費を負担することは非常に困難であるため、学校施設環境改善交付金の対象施設とすることを要望する。

少子化が進む今日、統廃合校の整備や、小中一貫校の整備には多額の事業費を要するものの、公立学校施設整備費負担金事業においても国庫負担額の算定基礎となる1平方メートル当たりの建築単価が市場と乖離しており相当な財政負担が発生するため、財政支援の拡充を要望する。

2 国においては、令和元年度及び令和2年度補正予算をはじめ、「GIGAスクール構想」の実現に向けた予算措置がなされ、整備が完了したところであるが、端末の保守管理、学習支援・セキュリティ対策等に係るソフトウェアのライセンス費用、周辺機器購入費用、通信費などの経常的経費が増大し大きな負担となっている

また、活用が進むにつれて多台数の端末がデジタル教科書や動画コンテンツを利用するようになり、GIGAスクール構想時に国が示した1Gbpsのネットワークシステムでは対応できなくなっており、今後10Gbpsに対応する回線への切り替えや、Wi-Fi6に対応したアクセスポイントへの更新、ネットワークの負荷を軽減し、クラウドサービスを円滑に利用できるローカルブレイクアウト接続の導入等を実施しなければならないため、その費用を補助することを要望する。

教育情報ネットワークシステムについては、文部科学省策定の教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（令和7年3月版）で、「クラウド・

バイ・デフォルト」の原則に基づくこととし、「アクセス制御による対策を講じたネットワークシステム構成」への移行とその活用を図ることが規定されている。

オンプレミス環境・ネットワーク分離を前提としたこれまでの考え方と大きく変わり大幅な変更が必要になるため、構築費及び維持管理経費が大きな負担となっている。

また、GIGAスクール構想のさらなる進展、校務のDX化推進のためには、機器の設定や年次更新作業、トラブル対応、授業での活用方法の指導等、教員のICT活用をサポートするために必要な専門的人材として、ICT支援員やヘルプデスクが必要である。そのためには経費の財源確保や専門知識を持った人材の確保が課題となっている。

以上のような課題に対して、平成30年に「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画（平成30年度～令和4年度）」を策定し、単年度1,805億円の地方財政措置が講じられ、2年間の計画期間の延長が行われた。令和7年度以降の新たなICT環境整備方針について、1人1台端末環境を前提として「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」を実現するために不可欠な学習基盤であるICT環境整備のため、「学校のICT環境整備3か年計画」が示されたところであるが、ネットワーク構築、維持管理及び専門的人材の確保に係る費用のさらなる財政支援を要望する。

また、令和5年度補正予算における、GIGAスクール構想加速化基金の創設に伴い、令和6年度については、基金を活用して自治体が行う児童生徒1人1台端末の整備に必要な経費について、単年度373億円を地方財政措置し、その他、上記を除く学校ICT環境整備に必要な経費について、単年度1,432億円を地方財政措置とする旨が示された。

その最中、先日令和7年1月24日付で「学校のICT環境整備3か年計画（2025～2027年度）」を策定し、単年度1,464億円（令和6年度比32億円増）の地方財政措置を講じると通知があった。

しかし、物価高騰に伴うICT機器等の値上げへの対応も必要となることから、財政措置のさらなる拡充を望む。

- 3 他方で、「働き方改革」の一環として教職員業務の負担軽減をどのようにしていくかは、教育委員会としても最優先の課題であり、それとともに、新学習指導要領における「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善には、教職員の授業力のための研修等の充実が必要となっている。

一つの方策として、グループウェアを含む「統合型校務支援システム」を導

入し、Web上で指導案や教育実践資料等の共有化を図ったり、紙で運用してきたこれまでの業務をデジタル化したりすることで、教職員業務の負担軽減と資質向上に努めるとともに、子ども一人ひとりへのきめ細かな一貫した指導や支援を行っている。

しかし、校務支援システムを構成するソフトウェアや機器の更新費用、システム保守・サポート費用等、その維持管理に高額なランニングコスト、学習指導要領改訂への対応など、システム改善費用が大きな負担となっている。

なお、財源確保の課題解決としては、国又は県により、次世代型校務支援システムを構築し、各市町の希望に応じて利用できるような環境を整備することも一つの方法となる。各市町が共通のシステムを利用するので情報のやり取りが容易になり、利便性の向上につながるとともに、各市町の負担も通信費等だけに抑えることが期待できる。

同時に、出退勤や出張、休暇等といったサービス管理の電子化を行うとともに、兵庫県の人事給与システムと連携できるようなシステムを導入することを要望する。

- 4 現在、教科書の役割の重要性から、その使用義務が法律で定められており、就学義務と密接なかかわりのあるものとして、授業料の不徴収に準じて教科書が無償給与すべきことと考えられている。

そのため、国公立の義務教育諸学校の児童・生徒が使用する全教科書は全額国庫負担となっているが、その児童・生徒を指導する教員の教科書及び指導書については財源措置のない中、各自治体において整備を進めている。自治体での財政状況により整備方針が異なり、児童・生徒への指導に自治体間で格差を生み出しかねない状況である。特に、4年ごとの教科書改訂における財政負担は、各自治体にとって非常に大きいものとなっている。

また、令和6年度から段階的な導入を進めているデジタル教科書については、従来の教科書改訂に純増となる財政負担が発生するため、併せて財政支援を望む。



<参 考>

国 要 望

## 1 地方債制度の延長及び交付税措置の見直しについて

地方債制度について、以下の4点を要望する。

- 1 緊急防災・減災事業債については、令和7年度の事業実施分までとされているところであるが、地方公共団体においては、今後も引き続き、地域防災力の強化や災害に強いまちづくりの推進が不可欠である。指定緊急避難場所等、防災基盤の強化が災害被害の軽減につながることで、また大規模な事業の実施が求められていることを鑑み、事業を継続する必要性が高いことから、措置期間の延長を要望する。

また、緊急自然災害防止対策事業債についても、令和7年度の事業実施分までとされているところであるが、激甚化・頻発化している自然災害に対し、市の脆弱な財政規模では、短い期間での防災対策整備に限りがあることから、依然として対策が必要な箇所が多く残っている。今後も継続し地域の実情に応じた柔軟な対応を図るためにも、措置期間の延長を要望する。

- 2 公立病院の新設・再編・ネットワーク化に係る事業に関し、病院事業債（特別分）における地方交付税措置について、建物の建築基準単価の実勢価格に応じた更なる引上げを要望する。
- 3 公立病院の建て替えの際に立地的制約から他病院との統合が行えず、単独整備を行う場合において、近隣の高度急性期病院との医療連携に取り組んでいる場合等は、機能分化・連携強化による整備と同様の交付税措置（算入率40%）を受けられるよう要望する。
- 4 公共施設等適正管理推進事業債については、令和8年度の事業実施分までとされているが、人口減少が進む中で継続して公共施設マネジメントに取り組む必要があり、持続可能なまちづくりを実現するためにも、措置期間の延長を要望する。

### 〔説明〕

- 1 各地方公共団体は、緊急防災・減災事業債などの財源を活用しながら、地域の防災力を強化するための施設の整備、災害に強いまちづくりのための事業及び災害に迅速に対応するための情報網の構築などを早急に進めてきたところである。

しかし、事業実施には、多額の事業費と一定の期間を要することから、地方公共団体の財政規模では、短い期間での防災対策整備等に限りがある。

能登半島地震の甚大な被害状況に鑑み、防災対策の必要性が更に高まりをみせ、今後南海トラフ巨大地震の発生が予測されるなか、未曾有の事態に備えるため、地方公共団体は引き続き公共施設の耐震化、防災拠点や災害対策拠点の整備など防災対策事業等に取り組んでいく必要がある。さらに、新型コロナウ

ウイルス感染症を契機に、避難所の感染対策をはじめとした環境整備の重要性もより高まっていることから、措置期間の延長を要望する。

- 2 病院事業を設置する地方公共団体では、国の公立病院経営強化ガイドライン及び県の地域医療構想を踏まえ、医療提供体制の整備、機能分化、医師・看護師等の確保、働き方改革の推進等、公立病院の経営強化を図っている。

新興感染症に対応できる施設整備やウクライナ危機等の社会情勢を要因とした建築資材等の高騰による建築物価の上昇により、当初の想定を大きく上回る事業費が必要となっており、病院の新築・建替には多大な財政負担が生じることが課題になっている。

令和6年度より、公立病院の施設整備に係る病院事業債の交付税措置の対象となる建築単価の上限は、1㎡当たり59万円に引上げがなされたものの、依然として、建築単価の実勢との差があるため、更なる見直しを要望する。

- 3 老朽した公立病院の建て替えの際に、近隣自治体に統合可能な病院が無く、立地的制約から単独整備をせざるを得ないようなケースでは、国の定める機能分化・連携強化に関連する財政支援を受けることができず、市単独で重い財政負担をせざるを得ない状況がある。

- 4 各地方公共団体は、公共施設等適正管理推進事業債を活用して小学校・中学校の統廃合に伴う義務教育学校の建設や、公共施設の大規模改修などを行っている。施設の複合化や大規模改修は方針決定から事業完了まで期間を要することから、公共施設マネジメントの課題に取り組む各地方公共団体を後押しするためにも長期に亘る財源措置が必要であり、対象期間の延長を要望する。

## 2 自治体のデジタル化に伴う財政支援等について

- 1 自治体のデジタル化を加速させるため、自治体全体で足並みをそろえて計画的かつ実効的なデジタル化に取り組む上でのリーダーシップを発揮するとともに、「自治体DX推進計画」にて検討されている行政手続のオンライン化やAI・RPAなどの活用、デジタル原則に基づく条例等の規制の点検・見直しに加え、ペーパーレスやキャッシュレス事業の推進、電子契約など、市町村のデジタル化やワンストップ、ワンズオンリー施策に必要な財政措置を講じること。特に、運用にかかる費用や更新費用等についても国の補助対象とするなど、柔軟な支援内容とすること。
- 2 現在、「三層の対策」によるセキュリティ強化の見直しを国の方で継続されているところであり、今後、ゼロトラストアーキテクチャの考え方を取り入れた新たなモデルに対応するための費用負担は避けがたい状況である。国の方針に沿ったセキュリティ対策を実現するための経費に関しては、必要な財政措置を講じること。
- 3 自治体情報システムの標準化にあたり、ガバメントクラウドへの移行（標準化に係る経費含む）に必要な準備経費・システム移行経費の補助対象には、特定移行支援システム（移行困難システム）に対して標準準拠システムとデータ連携を行うためのシステム改修に要する経費をはじめ、移行完了までに必要な全ての経費を含めるとともに、市町村の費用負担が不要となるよう財政措置を講じること。加えて移行後のガバメントクラウドにかかる利用料の低廉化を進め、移行後に発生する費用についても、継続的に適切な財政措置を行い自治体の負担を軽減すること。
- 4 令和7年度末までとされている移行期限について、安定的かつ着実な移行を行う観点から、移行期限後も特定移行支援システムを中心に、市町村における移行状況等を踏まえて柔軟に対応することに加え、個別の事情に合わせた適切な移行支援を行うこと。また、移行経費について、令和8年度以降も全額国庫負担による財政措置を行うこと。
- 5 個人番号カード（以下「マイナンバーカード」という。）の電子証明書の更新や暗証番号再設定等の際し、窓口の混雑等により混乱をきたさないようオンライン化等来庁不要での手続とすること。  
さらに、マイナンバーカードの更新に際しては、来庁不要で全ての手続が完

了できるようにするとともに、マイナンバーカードの追記欄について、余白増補等の運用改善を行うこと。

- 6 マイナンバーカードの交付枚数増加に伴い、電子証明書に係る諸手続や住民の異動に伴う各種手続、有効期限満了による再交付など、今後急増が見込まれる取扱事務件数を鑑み、令和8年度以降も引き続き必要な経費については、全額が事務費補助金等国庫負担による財政措置が図られるよう十分な財源を確保すること。
- 7 戸籍における氏名の振り仮名の記載及び通知等に係る市町村長が実施すべき事務において、国から示された補助上限額が、市町村の想定する必要額を大きく下回っている状況にあることから、人件費や委託費等、振り仮名の事務処理をするために市町村が負担する一切の必要経費を補助対象とした財政支援を行うこと。
- 8 マイナンバーカードを活用した救急業務（マイナ救急）の全国展開に係る実証に伴う必要経費については、全額が事務費補助金等国庫負担による財政措置が図られるよう十分な財源を確保すること。
- 9 今後は、マイナンバーカードと免許証や在留カードの一体化に伴い、顔写真付き本人確認書類を1点しか持たない者の増加が見込まれる。マイナンバーカードを紛失した場合の特急発行申請時や、カード受け取り時の本人確認書類について実態に見合った要件緩和を行うこと。

#### 〔説 明〕

- 1 行政デジタル化の具体的な取組として、国におけるデジタル化に向けたこれまでの規制・制度の在り方を見直した上で、行政手続のオンライン化やAI・RPAの活用、ワンストップ、ワンズオンリー施策、デジタル原則に基づく条例等の規制の点検・見直しなど、「自治体DX推進計画」に掲げる事業の推進に加え、ペーパーレス化やキャッシュレス事業の推進、電子契約などシステム標準化対象外の内部事務手続のデジタル化、デジタル化に精通した外部人材の活用、誰一人取り残されないデジタル社会実現のためのデジタルデバインド対策など、必要な費用に対し、国の財政的な支援措置を要望する。加えて、自治体のデジタル化を計画的かつ実効的に進めていくため、国の強いリーダーシップにより、自治体全体として足並みを揃えてデジタル化に取り組むことを要望する。

2 最新のデジタル技術活用には、インターネット上で提供されているクラウドサービスの積極的な活用が不可欠となっている。国においてクラウド利用等を前提にした「三層の対策」によるセキュリティ強化の見直しを継続されている状況であり、今後、市町村がネットワーク上には外部／内部を問わず脅威が存在するといった前提に立ち、「トラスト・ゾーン（システムの内側の特権領域）を極小化するというゼロトラストアーキテクチャの考え方を取り入れた新たなモデルに対応するための費用負担は避けがたい状況である。市町村にとって大きな財政負担となるため、国の方針に沿ったセキュリティ対策を実現するための経費について、国の財政支援を要望する。

3 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律において、ガバメントクラウド上で稼働する標準準拠システムへの移行に係る準備経費やシステム移行経費、関連システムとの円滑な連携に要する経費などに対し財政支援が措置されているが、標準化対象の 20 業務をガバメントクラウドに移行するには相当の費用が発生する。令和 5 年度補正予算にてデジタル基盤改革支援基金の追加計上が行われたが、実際には提示された内容に留まらず、標準化対象外システムとのデータ連携基盤導入など多岐にわたることや、地方公共団体情報システムのデータ要件・連携要件等の標準仕様に標準化対象外システムが適合していくこと及び特定移行支援システム（移行困難システム）に対して標準準拠システムとデータ連携を行うためのシステム改修を行うためには相当の費用が発生する。引き続き市町村の費用負担が生じないよう国が全額負担するよう必要な財政措置を要望する。

また、ガバメントクラウドの運用等経費については、現行システムと比較し大幅に増加することが危惧されている中、デジタル行財政改革会議（令和 5 年 12 月 20 日付）にて、ガバメントクラウド利用料の低廉化を図る仕組みが示されたところである。継続的・安定的なシステム運用に向け、利用料の低廉化を進め、移行後に発生する費用についても継続的に適切な財政措置を行い自治体の負担を軽減することを要望する。

4 令和 7 年度末までとされている標準準拠システムへの移行期限については、令和 6 年 12 月 24 日に閣議決定した基本方針の改定により令和 8 年度以降の移行が具体化したシステムについて「特定移行支援システム」として概ね 5 年以内に移行とされた。一方で、必要に応じてデータ要件の標準を踏まえたデータ項目に基づくデータの抽出ができるようにする旨の記載もあり、安定的かつ着実な移行を行う観点から、市町村における移行状況等を踏まえて柔軟に対応すること。また、確実な移行経費の支援として、令和 7 年度末とされているデジ

タル基盤改革支援基金の設置年限について5年延長となったことから、令和8年度以降も全額国庫負担による財政措置を行うことを要望する。

- 5 マイナンバーカードの交付件数の増加及び利用機会の拡大により電子証明書の更新、電子証明書の暗証番号再設定等の手続にかかる窓口への来庁者が増え市民と職員双方の負担が重くなっていることを鑑み、オンライン化等により来庁の必要がなく手続が可能となるよう要望する。

また、電子証明書が有効なマイナンバーカードの更新手続に関しては、来庁不要で申請及びカードの受取を可能とするとともに、マイナンバーカードの追記欄満欄の場合、現在のカード再交付に代えて、追記欄の余白の増補を可能とする等、運用の改善を要望する。

なお、令和6年8月から一部のコンビニエンスストアにおいて利用者証明用電子証明書の暗証番号（数字4桁）の再設定サービスが開始されたが、署名用電子証明書の暗証番号（英数字6桁～16桁）が必要であること等を考慮すると、当該サービスの利用による窓口来庁者の減少は見込めないことを申し添える。

- 6 マイナンバーカードの新規申請手続は、交付円滑化計画期間が終了した時点でピークを越えたと思われるが、マイナンバーカードを活用した手続の増加、多目的活用が進むことで、マイナンバーカードの再交付、暗証番号の再設定、電子証明書の更新等関係する手続数は継続して高止まりが続くと見込まれる。特に令和7年度以降、マイナンバーカードの有効期限切れによる更新、電子証明書の更新等の手続件数は交付円滑化計画期間を上回る見通しであり、令和6年度までにマイナンバーカードの普及啓発のために拡充した体制等を令和7年度以降も一定規模で維持していく必要がある。

以上の理由から、現行のマイナンバーカード交付事務費補助金交付要綱については、今後増加が見込まれる各種手続に係る経費を十分に反映するよう基準を見直すとともに、必要な経費については国の責任において事務費補助金等の財源の確保をするよう要望する。

- 7 令和5年法律第48号附則第9条に基づき、同法の公布日（令和5年6月9日）から2年以内に、法定受託事務として本籍地市町村から本籍人に対し、戸籍に新たに記載しようとする氏名の振り仮名を通知し、これを変更する場合の届出を受け付けることとなる。

財政支援については、令和7年2月6日に決定された社会保障・税番号制度システム整備費補助金（氏名の振り仮名の法制化に係るものに限る。）交付要綱において、通知書の印刷、発送、戸籍情報システムの改修に加え事務補助に

かかる経費も補助対象となることが示されたが、この補助上限額は市町村が必要とする額を大きく下回っている。また、同補助金の実施要領では、氏名の振り仮名の届出の処理に要する経費は正規職員増員の代替にかかる経費しか認められておらず委託料等は対象外としていたり、コールセンターの設置経費では一般的な振り仮名に係る質問については経費に算入しないこととなっていたりするなど、市町村実情にそぐわない内容となっている。ついては、補助上限額及び補助対象とする経費について市町村の実情にあった内容に見直し、戸籍における氏名の振り仮名記載に係る一切の経費について、市町村の費用負担が生じないように、国が全額負担するよう財政措置を要望する。

- 8 マイナンバーカードを活用した救急業務（マイナ救急）の全国展開に係る実証事業の費用について、令和6年度に事業に参加した消防本部分は国が負担しているが、運用が開始された後の費用負担については、現段階では示されていない。

近年、救急業務は複雑化・需要増大に加え、高規格救急車や救急資器材等も高騰し、さらに医療DX化も加速されているなか、自治体の財政負担が増大する状況となっている。

このため、国として統一されたシステムを全国的に導入されることから、参加自治体のみ負担が偏らないよう、柔軟な支援を効率的かつ効果的に行い、持続可能な事業として実施できるよう補助金等の財源確保を要望する。

- 9 今後、マイナンバーカードが運転免許証や在留カードと一体化することにより、顔写真付き本人確認書類を1点しか保有しない者が増加することが予想される。現在、マイナンバーカードの紛失等による特急発行申請を行う場合（カードを自宅で受け取る場合）は、窓口で顔写真付き本人確認書類を持参する必要があるが、マイナンバーカードを紛失すると、その他の顔写真付き本人確認書類も紛失していることとなり、最短でのカード受け取りが困難となる。また、窓口でのカードの受け取りの際も、顔写真付き本人確認書類や保険証を保有しない者が多くなり、窓口での対応に苦慮することが予想されるため、実態に見合った要件緩和を行うよう要望する。

### 3 こども誰でも通園制度補助金支出対象経費の算定について

現在、国庫補助金の交付を受けて実施されている「こども誰でも通園制度」では、事業実施にあたっての対象経費の算出について、こども一人1時間あたり0歳児は1,300円、1歳児は1,100円、2歳児は900円とされており、保護者負担の利用料300円を合わせても事業運営には非常に実施者負担が大きく、令和8年度の事業本格実施までに、配置基準とする人員分の人件費を対象経費とするよう要望する。

#### 〔説明〕

「こども誰でも通園制度」については、「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）において、「0～2歳児の約6割を占める未就園児を含め、子育て家庭の多くが「孤立した育児」の中で不安や悩みを抱えており、支援の強化を求める意見がある。全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度」）を創設する」こととされており、具体的な制度設計に当たり、基盤整備を進めつつ、地域における提供体制の状況も見極めながら、速やかに全国的な制度とすべく、令和6年度からは、制度の本格実施を見据えた形で試行的に実施した。令和7年度からは、子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業（乳児等通園支援事業）として制度化され、実施自治体の増加を図った上で、令和8年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付（乳児等のための支援給付）として全国の自治体において「こども誰でも通園制度」を実施予定とされている。

「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施について」（令和7年3月31日こ成保第257号）の別紙に定める「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施要綱」に基づき、委託料等の支払いにおいて、事業に要する経費について支出する金額は、こども一人1時間あたり0歳児は1,300円、1歳児は1,100円、2歳児は900円としており、また、同要綱にて、保護者負担とすることができる経費の一部についてはこども一人1時間あたり300円程度を標準とされ、キャンセルの場合については当日のみ委託料の支払いの対象とすることが示されている。

試行的事業実施の在り方に関する検討会の報告にもあるように、事業実施においては「一般の保育所に比べて緊張・ストレスを感じている時間帯が多い傾向」であり、「専任の保育士を配置し、かつ勤務経験のある保育士の配置が望まし

い」状況で、子育て家庭の多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を実施するためには、人材確保が困難な状況下での安定した保育サービスの提供体制の確保が必要であり、常勤の職員配置の体制確保が求められる。

令和7年度は「子ども・子育て支援交付金の交付について」（令和5年9月7日こ成事第481号）（令和7年4月3日改正）に基づく国庫補助金の交付を受けるものであるが、私立施設に委託する場合と公立施設で実施する場合、いずれも対象経費の算出については、「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施要綱」に基づくものとされ、令和7年度においては、利用する年齢によるこども一人1時間当たりの単価が示され令和6年度に比べて増額されているものの、事業運営には実施者負担が非常に大きく、令和8年度の事業本格実施までに、配置基準とする人員分の人件費を対象経費とするよう要望する。

## 4 水道事業に対する財政支援体制の強化及び財政措置の拡充について

- 1 水道は、市民生活や経済活動を支える重要なライフラインとして、平時はもとより、災害時においても安全で良質な水を安定的に供給することが求められている。

そのため、災害に強い水道施設を目指した耐震化の取組を一層進めるための財政支援措置の拡充・補助要件の緩和、企業債発行における公的資金枠の確保と将来にわたる経営維持に向け、地方の実情を踏まえた新たな財政措置を講じることがを要望する。

また、大規模災害時の広域連携に向けた支援体制の強化と、人材不足・技術継承等の問題に対応するための人的支援制度の創設についても要望する。

- 2 令和3年度「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」により、一定の要件を満たす簡易水道施設であった水道施設まで過疎対策事業債の対象が拡充されたが、簡易水道施設であったかに関わらず、全ての水道施設を対象とするよう制度の拡充を要望する。

また、過疎地域の水道事業においては、その地域特性により、施設建設費だけではなく、維持管理経費も増大する傾向にある。より厳しい人口減少に見舞われる過疎地域において、その水道事業を安定的に継続していくため、維持管理経費のうちの、過疎地域以外の団体との格差部分を解消するための新たな繰出基準の創設と、当該繰出に対する交付税措置による財政支援の実施を要望する。

### 〔説明〕

- 1 水道事業者は、水需要が急増した昭和30年代から昭和40年代にかけて基盤施設の整備・拡充を進めてきたが、その多くが更新時期を迎え、老朽化した施設の更新・再構築や耐震化に全力を傾注しているところである。一方、水需要の減少に伴う料金収入の低迷、さらに病原微生物等の水質問題に起因した水質管理体制の強化や高度浄水施設の整備の対応など、水道を取り巻く経営環境は年々厳しさを増す一方である。

また、阪神・淡路大震災、東日本大震災、熊本地震や能登半島地震などの大規模災害、近年の異常気象に伴う豪雨災害が多発する中、南海トラフ地震をはじめ将来起こりうる自然災害に備えるため、水道事業者間の広域連携や老朽化する水道施設の強靱化に取り組んでいく必要がある。特に令和6年1月に発災した能登半島地震では水道管の復旧が難航し断水は長期に渡っており、このことを教訓とした早急な事前対策が必要である。

これらの事業を着実に推進するためには、多額の更新資金を確保することが前提となることから、国の積極的な財政支援や、水道事業者が固定資産の耐用年数に合わせて長期かつ低利で安定して資金調達ができるようにするための企業債発行に対する公的資金枠の確保が必要不可欠である。

したがって、水道事業の健全経営を確保し、事業の円滑な推進を図るため、国に対し、財政支援の拡充及び補助要件の緩和に努めること、今後のインフラ更新に対する多額の資金需要に対応するため、公的資金の借入枠を拡充することと将来にわたる経営維持に向け、地方の実情を踏まえた新たな財政措置を講じることを要望する。

また、大規模災害発生時に、国や自治体等を含めた広域連携の強化に向け、必要な措置を講じることを要望する。

さらに、水道職員の減少による人材不足・技術継承への対応といった課題に対し、国・県・大規模自治体・関係団体からの人的支援制度の創設を要望する。

- 2 水道事業は住民生活のみならず、経済活動にも必要となる重要な社会基盤であり、将来にわたり持続的な事業運営によるサービスの安定供給が不可欠であるが、過疎地域については、地理的条件が悪いことや人口がまばらなため経営効率が悪く、元より上水道施設の区域であっても人口減少率も高いことから給水収益の減少率が高くなり、人口減少に伴う管路延長の縮減も見込めず、財政基盤が脆弱である。

市内に普遍的かつ永続的に給水サービスを提供するには、過疎地域に対して手厚い財政措置を講じる必要がある。

これらのことから、一定の要件を満たす簡易水道施設であった水道施設まで過疎対策事業債の対象が拡充されたところではあるが、簡易水道施設であったかに関わらず全ての水道施設を対象とするよう制度の拡充を要望する。

充当率：対象事業費の50%（公営企業の場合）

交付税措置：70%

また、水道事業では、給水区域の地形的差異や産業構造に伴う水需要が経営環境に大きく影響を与えることから、団体によってその経営状況には大きな格差が生じている。特に過疎地域における水道事業では、数多くの施設を建設する必要があり、料金収入を得られた水の量を示す有収水量も少ないことから、1 m<sup>3</sup>当たりの水を生産するのにかかる費用（給水原価）が1.3倍（令和5年度決算より）と高額になっている。給水原価のうち、資本費（施設建設費用）について、過疎地域の団体の方がより高くなっていることは勿論のこと、施設の多さは、動力費や運転管理費の増加につながるため、維持管理費についても高くなっている。

全国の給水原価（1 mあたりの費用）の内訳～令和5年度決算より～			
維持管理費差額	維持管理費	資本費	資本費差額
16 円	103 円	72 円	32 円
過疎以外	給水原価		
	175 円		
	維持管理費	資本費	
	119 円	104 円	
過疎団体	給水原価		
	223 円		

※ 図上段：過疎団体以外 下段：過疎団体

このうち、資本費については、その格差を是正するために、高料金対策等の一般会計からの繰出金の制度があるが、維持管理費の格差を是正する制度はなく、このことが過疎地域における水道事業の経営を厳しくしている要因である。

市民の健康で文化的な生活を支える重要な社会資本である水道の給水原価に生じている地域格差は早急に是正すべき問題であり、制度の改正を要望する。

## 5 適格請求書等保存方式（インボイス制度）導入に係るシルバー人材センターへの仕入税額控除の継続適用について

シルバー人材センター（以下「センター」という。）は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき設立された公的団体であり、地域の日常生活に密着した就業機会を提供することなどにより、高齢者の社会参加を促進し、生きがいの充実、健康の保持増進、ひいては地域社会の活性化、医療費や介護費用の削減などに貢献しており、市としても支援しているところである。

令和5年10月に導入された消費税における適格請求書等保存方式（インボイス制度）の下では、適格請求書を発行することが事実上困難なセンター会員を主たる取引先とするセンターにとって本制度は事業運営に及ぼす影響が極めて大きい。

これらのことから、免税事業者であるセンターの会員が適格請求書を発行せずとも、センターが仕入税額控除を行えるような特例措置及び特例措置が適用されるまでの間についても、インボイス制度導入が事業運営に影響を及ぼさないよう国の単独補助による助成制度を創設すること。

また、助成制度が創設されるまでは、免税事業者等からの仕入れにつき、仕入税額相当額の8割を控除可能とする経過措置を令和8年10月までの時限措置とはせず、継続することを要望する。

### 〔説明〕

センターは、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき設立された公的団体であり、地域の日常生活に密着した就業機会を提供するなど、高齢者の社会参加を促進し、生きがいの充実、健康の保持増進、ひいては地域社会の活性化、医療費や介護費用の削減などに貢献している。

令和5年10月から、消費税において適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入されているが、同制度の導入により、免税事業者であるセンターの会員は適格請求書を発行することが事実上できないことから、センターは仕入税額控除が出来ず、新たに預かり消費税分を納税する必要が生じている。

しかしながら、公益法人であるセンターの運営は「収支相償」が原則であり、新たな税負担の財源はない。インボイス制度の導入により新たな税負担が生じると事業運営を行うことができなくなる恐れがある。

人生100年時代を迎え、国をあげて生涯現役社会の実現が求められる中、報酬よりも社会貢献・健康維持に重きをおいた「生きがい就業」をしているセンターの会員に対し、インボイス制度を形式的に適用することは、働くことを通じて地域社会に貢献しようとする高齢者のやる気、生きがいを削ぎ、センター会員数の減少を引き起こし、ひいては地域社会の活力低下までもが懸念される。

また、令和5年度第1次補正予算では、シルバー人材センターフリーランス新法就業環境整備促進事業として新たに財源が確保されたが、センターがインボイス制度に対応していく上では直接的な支援とはならず、引き続き、免税事業者であるセンターの会員が適格請求書を発行せずとも、センターが仕入税額控除を行えるような特例措置を要望する。また、特例措置が適用されるまでの間についても、インボイス制度導入が事業運営に影響を及ぼさないよう国の単独補助による助成制度を創設すること。なお、助成制度が創設されるまでは、免税事業者等からの仕入れにつき、仕入税額相当額の8割を控除可能とする経過措置を令和8年10月までの時限措置とはせず、継続することをあわせて要望する。

## 6 道路整備財源の確保等について

地域活性化に向けた道路整備及び増加している橋梁・トンネル・舗装等の道路構造物等の維持更新工事並びに定期点検を円滑に実施できるよう、また、通学路をはじめとする生活道路等の整備も拡充できるよう、社会資本整備総合交付金及び道路メンテナンス事業補助の財源の安定的・持続的な確保並びに道路整備について新たな財源の創設を図ることを要望するとともに、従前のおり市道舗装修繕（表層打換えに限った修繕）に対する社会資本整備総合交付金の充当を要望する。

加えて、道路橋等点検義務化に対する地方負担の財政措置の拡充及び点検の簡略化など負担軽減措置について要望する。

さらに、「地域インフラ群再生戦略マネジメント」を進めつつ、老朽化対策を着実に実施することができるよう「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」後も、「第1次国土強靱化実施中期計画」に定められた施策内容や事業規模に基づき、必要な財源・予算を安定的に確保するとともに、自治体の負担軽減等に係る国による一層の支援を要望する。

### 〔説明〕

人口減少社会が進展する中、将来にわたってまちの活力を持続するためには、社会資本の整備を進め利便性の向上を図り、人口減少の抑止及び交流人口の拡大を図ることが重要である。そのためには、安全・安心で利便性の高い、道路整備が必要である。

また、高度経済成長期に集中して整備された橋梁・トンネル・舗装等の道路構造物や道路附属物は、整備後50～60年が経過し老朽化が進んでおり、維持更新工事が増加している。各自治体では、「橋梁長寿命化修繕計画」や「トンネル長寿命化修繕計画」、「道路舗装修繕計画」等を策定し、修繕・更新等の工事を計画的に実施しているところであるが、継続して多大な事業費が発生することとなり、財政面での負担が重くなっている。

平成26年度における道路法施行規則の改正に伴い、橋梁・トンネルを含んだ道路構造物を対象に5年に1度、近接目視で点検を行うよう義務化されたことから、修繕工事を必要とする道路構造物は多種多様で、継続して多額な点検費用が必要となっており、その費用負担は地方財政に多大な影響を及ぼすことが懸念される。

この経費負担の増大に対し、国において補助金の財源の安定的・持続的な確保、点検実施及び修繕に係る補助率の更なる引き上げを要望するとともに、橋梁・トンネル・道路附属物等の健全性や建設年数に応じた点検項目の簡略化についても

併せて検討されたい。

また、平成 30 年度から、公共施設等適正管理推進事業債のうち、市道舗装修繕（表層打換えに限った修繕）をはじめとする道路の舗装修繕等の長寿命化事業が対象に拡充されるとともに、財政力に応じた地方交付税措置がされることとなったが、国県道及び観光地等にアクセスする交通量が多い幹線道路においては、舗装修繕等に多大な事業費が継続的に発生することから、公共施設等適正管理推進事業債の対象である地方単独事業では地方財政に多大な影響を及ぼすことが懸念される。

長期安定的に道路整備・管理を進めるため、道路整備事業等の公共事業が減速しないよう新たな財源の創設と制度の恒久化を要望する。また、道路の長寿命化対策を安定的に進めるための多様な財源確保の観点から、市道舗装修繕（表層打換えに限った修繕）にも使える財源として、社会資本整備総合交付金が充満可能となるよう要望するとともに、社会資本整備総合交付金及び道路メンテナンス事業補助について、老朽化した社会資本の維持管理・更新等に対し要望額を確実に確保するための十分な財政措置を要望する。

さらに、「地域インフラ群再生戦略マネジメント」を進めつつ、老朽化対策予算の引き続きの確保や省力化に資するデジタル技術を活用した新技術の開発・普及など、国による一層の支援を要望する。

## 7 国の財政負担による学校給食費の無償化について

子育て世帯の経済的負担軽減の観点から国の直接補助による学校給食費無償化の早期の実現並びに給食の質について各自治体の裁量を確保した制度設計及び法改正を要望する。

### 〔説明〕

学校給食法では、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食に従事する職員の人件費等を除き、学校給食費（食材費）は、保護者の負担とされている。

令和6年6月12日に国が発表した、学校給食に関する実態調査によると、公立の小学校及び中学校において本来保護者が負担するとされる学校給食費の平均月額、小学校で月額4,688円、中学校で5,367円となっており、家計に与える影響は少なくない。

また、同調査によると、小学校・中学校ともに学校給食費の無償化を行っている自治体は令和5年9月1日現在で547自治体となっているが、学校給食費の無償化には多額の財政負担が必要となることから実施に踏み切れない自治体もあり、財政力の格差により学校給食費の無償化を実施することができる自治体とできない自治体間で格差が生じている状況である。

各自治体における学校給食費無償化の取り組み状況については、上記調査により公表されているところであるが、引き続き自治体には子育て世帯の負担軽減のための学校給食費無償化への期待の声も大きい。加えて、給食はこどもたちの健全な発達の土台であり、各自治体が保護者のニーズを踏まえ質の確保・向上に取り組んできたことから、無償化においてはこうした自治体の裁量が損なわれないよう、制度設計がなされる必要がある。

国においては、令和7年2月17日の衆院予算委員会で、小学校の給食無償化を令和8年度以降のできる限り早期の制度化を目指し、中学校への拡大は可能な限り速やかに実現したいと明言していることから、全ての自治体が格差なく学校給食費の無償化を実施できるように、国の直接補助による財政支援を早期に実現し、国がその責任を果たすことを要望する。また、給食の質の向上に向けては、各自治体の実態を踏まえつつ、保護者負担の設定を可能とするような自治体の裁量が確保された制度設計及び法改正を要望する。

## 8 公職選挙法等の改正について

以下のとおり、有権者の利便性向上や選挙事務の効率化に資するとともに、現在の社会情勢等に即した選挙制度となるよう、公職選挙法等の改正を要望する。

- 1 各種選挙におけるインターネット投票の早期実現に向けた法改正等の検討を加速化すること。
- 2 公職選挙法において、期日前投票所周辺での選挙運動を制限する規定を設けること。
- 3 時代に適した選挙公報のあり方について検討を加速すること。
- 4 選挙におけるビラ頒布及び通常葉書の枚数について、国が法令等により地方公共団体の規模に応じて適切な枚数を基準として示したうえで、各地方公共団体が枚数を条例等において規定できるようにすること。
- 5 政治活動に関する寄附をした場合の寄附金控除の対象を拡大すること。

### 〔説 明〕

- 1 各種選挙執行においては地方公共団体職員や地域住民らが投開票事務に従事しているが、事務従事者や立会人などの人員確保も困難となりつつあり、今後もこれまでどおりの事務執行体制が維持できるか危惧される状況にある。同時に、有権者にとっては、高齢化による移動の困難さや、人口減少等に伴う投票所の統廃合によって、投票機会も十分に確保されにくくなっていくことも予想される。こうした状況の中、国においては在外選挙におけるインターネット投票システムに関しての研究を進めていると承知しているが、こうした動きをさらに加速化させ、あらゆる選挙においてインターネット投票が早期に実現されるよう、法改正等の検討を加速することを要望する。
- 2 現行の公職選挙法では、期日前投票所の施設内や入口付近での選挙運動を制限する明文の規定がない。同法第 164 条の 6 において、長時間にわたり同一の場所にとどまってすることのないよう規定されているが、明確な基準がなく努力規定に過ぎない。また、静穏保持については、期日前投票所の周辺については規定されていないため、選挙人の投票行動に影響を及ぼす恐れや公正な選挙に支障を生じる恐れがある。公職選挙法第 60 条により、投票所における秩序・静穏保持に支障をきたす場合には当該選挙運動を制限することも可能と考えられているが、条文上「投票所」に限定されており、この規定により対応することは現実的ではない。期日前投票の制度が設けられてから 20 年を経過し、期日前投票の利用者の割合も年々増加していること、また、選挙当日は選挙運動が制限されていること、とのバランスに鑑み、公職選挙法において、期日前投票所周辺での選挙運動を秩序・静穏保持の観点から制限する規定を設けるこ

とを要望する。

- 3 公職選挙法第 170 条第 1 項の規定により、選挙公報は各世帯に配布するものとされているが、これまで配布を担ってきた地域団体等や昨今の運送業界における人手不足等により、都市部であっても配布すること自体が困難な社会環境になりつつある。また、選挙ごとに期日前投票の利用者数が増加する中、期日前投票を利用する有権者に候補者の政見を速やかに伝える必要性が増しているほか、スマートフォンの世帯保有率が 9 割を超えるなど、デジタル化が著しく進展しており、社会情勢も大きく変化している。こうした状況を踏まえ、紙の選挙公報を全戸配布することに代えて、ホームページに選挙公報を掲載したうえで必要な補完措置を講じることとするなど、時代に適した選挙公報のあり方について検討を加速するよう要望する。
  
- 4 公職選挙法第 142 条の規定により、政令指定都市の市長選挙におけるビラ頒布可能枚数は 70,000 枚、通常葉書は 35,000 枚、政令指定都市以外の市におけるビラ頒布可能枚数は 16,000 枚、通常葉書は 8,000 枚とされている。ビラや通常葉書は有権者が候補者の政策等を知るための重要な媒体の 1 つであるが、法律上は「政令指定都市以外の市」とひとくくりにされており、人口 60 万人を超える中核市や 90 万人を超える東京都特別区もある一方で、人口 1 万人に満たない市もあり、それらを一律に規定することは合理的ではない。よって、ビラ頒布可能枚数及び通常葉書の枚数に関しては、国が法令等により地方公共団体の規模に応じて適切な枚数を基準として示したうえで、各地方公共団体の条例等において枚数を規定できるようにするよう要望する。
  
- 5 政治資金規正法第 32 条の 4 及び租税特別措置法第 41 条の 18 の規定により、個人がした政治活動に関する寄附のうち、政党、政治資金団体、公職にある者の後援会、公職の候補者の後援会等に対してされた寄附については、租税優遇措置がとられるが、その公職の対象は、国会議員、都道府県議会議員、都道府県知事又は政令指定都市の議会の議員若しくはその市長に限られている。これは、租税制度の基本的な考え方に沿ってその合理性、税務当局の処理能力等税務行政の適正な執行を勘案してこのように規定されたと理解するが、寄附を行う市民からすれば、このような線引きにより租税優遇措置の対象が限定されていることについては理解しがたいものがある。政令指定都市まで対象が拡大された昭和 53 年改正から概ね半世紀近い月日が経ち、ふるさと納税や公益社団法人等への寄附等様々な寄附について寄附金控除の制度が設けられたことや、地方公共団体への権限移譲及び税務行政の DX 化による処理効率の向上等も鑑み、政令指定都市以外の市にもその対象を拡大するよう要望する。